

【追及權】 ツイキユウケン

物權者が其物權を侵されたとき例へば其物を他人に奪はれたときは現在其物を所持してゐる人ならば誰れに對してても其返還を請求し得る權能をいふ

【優先權】 ユウセンケン

他の權利に先んじて自分の權利を行ふことの出来る權能をいふ

【無擔保債權者】 ムタンボサイケンシヤ

抵當權や質權の如き優先權を有つてゐない一般の債權者。平債權者のこと

【抵當權】 テイトウケン

債務者の方から提供したる土地又は家屋の如き不動産の登記簿に金を貸したことを登記して置いて債務者が支拂をしなかつたときは其物を競賣して其代金のうちから支拂ひを受ける權利

【永小作權】 エイコサツケン

他人の土地をかりて工作物又は竹木を所有する爲めこれを使用する物權

【物權ノ設定、移轉】 プツケンノセツ

所有者が其物に付他人に地上權永小作權質權抵當權等の物權を與へるを物權の設定といひ、既に在る物權を他人に移轉すること例へば所有者甲が其物を他人乙に讓渡する物權の移轉といふ

【留置權】 リユウチケン

或物に付て生じたる債權を有つてゐる者が其辨濟を受くるまで其物をとめ置く物權

【質權】 シチケン

債權者が質物を取つて辨濟を受けない場合その物を競賣し其代金から他の債權者に先ちて辨濟を受くる物權

【物權對抗條件】

ブツケンタイユウジョウケン

物權を設定したといふこと又は物權を他人に移轉したといふことを當事者以外の人即ち一般人に對して主張するに必要な手續をいふ

第二 占有權 警務全書三一頁

【占有權】 センユウケン

物を現に所持してゐるといふ理由で一時其物を所持してゐて限り他人からこれを侵されないといふ權利である

【心素】 シンソ

自分の利益の爲めに物を所持するといふ考へ

【體素】 タイソ

物を現に所持して之れを支配してゐるといふこと

【受寄者】 シユキシヤ

他人から或物の保管を頼まれた者

【寄託者】 キタクシヤ

他人に自分の物の保管方を頼むた者

【善意占有】 センイセンユウ

自分が其物を所持してもよいといふ權利があるものと信じて其物を所持してゐることをいふ

【惡意占有】 アクイセンユウ

自分は其物を所持する權利は無いことを知りつゝこれを所持してゐる場合をいふ例へば泥棒が其盗んで來た物を所持してゐる場合の如し

【過失占有】 カシツセンユウ

善意の占有者が自己に權利の無いこと即ちこれを所持してゐることは他人の權利を害するものであるといふことを知らないこと

が其不注意による場合をいふ

【無過失占有】 ムカシツセンユウ

善意の占有者が相當の注意をしたけれども其物を所持することが他人の權利を害するものであるといふことを知り得なかつた場合をいふ

【自主占有】 シシユセンユウ

自分が所有者であると思つて其物を所持してゐることをいふ

【他主占有】 タシユセンユウ

自分が所有者では無く他に所有者があつて自分は唯所有者から借りてゐるとか預かつてゐるとかいふ關係で其物を所持してゐるをいふ

【自己占有】 シコセンユウ

自分が直接其の物を所持してゐる場合をいふ。代理占有に對する語である

【代理占有】 ダイリセンユウ

他人をして自分に代つて其物を占有せしめるをいふ例へば家主は借家人に其家を占有せしめることに依つて自分も占有權を有つてゐる場合の如し

【平穩占有】 ヘイオンセンユウ

暴力を用ひないで平和に其物を所持してゐるをいふ

【強暴占有】 キョウボウセンユウ

暴力を用ひて占有を爲すをいふ例へば強盜が他人の物を奪ひ取つてこれを所持してゐる場合の如し

【公然占有】 コウセンセンユウ

外部の行動に行はるる占有をいふ。時計を携帯するとか帽子をかぶつて歩くが如し

【隱秘占有】 インヒセンユウ

外部の行爲にあらはれない占有をいふ例へ

ば金庫の奥深く指輪を藏して置くが如し

【原始取得】 ゲンシシユトク

何人も占有してゐない物を占有して自分が始めて占有權者となるをいふ

【承繼取得】 ショウケイシユトク

他人の占有してゐる物を讓受けて占有するをいふ

【簡易ノ引渡】 カンイノヒキワタシ

占有權を讓受けんとする者又は其代理人が現に其物を所持してゐるとき占有權者が「それをお前に渡す」といふことをいつて引渡の手續を省略するをいふ

【占有ノ改定】 センユウノカイテイ

占有權を讓渡さんとする人が讓受人に物を引渡すに代へて其儘爾後讓受人の代理として其物を所持する意思表示を爲すをいふ

【推定】 スイテイ

反對の證據の無い限りは一應左様に定めることをいふ

【果實ノ取得】 カジツノシユトク

占有物から生ずる天然果實を自分のものにして仕舞ふことをいふ

【盜品】 トウヒン

盜賊から盜まれたる物品

【遺失品】 イシツヒン

偶然其所持を失つた品物。おとし物をいふ

【占有保全訴權】 センユウホセンソケン

物を完全に所持してゐることを他人から妨げらるる危険のあるとき其妨害の出來ない様に相當の設備をせよとか損害を生じた場合の擔保を提せよと請求する權利をいふ

【占有侵奪ノ訴】 センユウシンダツノウ

占有者が占有物を他人から奪はれた場合に

其取戻しを請求する訴をいふ

【占有回收】 センユウカイシユウ

占有をとりかへすこと即ち奪はれたる占有物をもとの通りに自分が所持する様に其返還を要求することないふ

【準占有】 シュンセンユウ

自分の利益の爲めにする考を以て他人の財産権を行使するをいふ例へば甲が乙の丙に對する賣掛代金を自分の債権であると思つて丙に對し支拂を請求して取立行爲を爲すが如し

第三 所有權 警務全書三七頁

【總括的支配權】 ソウカツテキシハイケ

物に對する總ての關係を支配する權能をいふ。即ち使用も收益も處分も皆自由に爲すことの出来る物權をいふ

するをいふ

【隣地關係】 リンチカンケイ

相接觸してゐる土地の所有權のはたらき。甲地の利用の爲め隣りの乙地を通行するが如き關係

【遺失物拾得】 イシツブツシユウトク

他人が偶然おとしたる物を拾ひとることをいふ

【埋藏物】 マイゾウブツ

或物の中に包まれて外より容易に目撃することの出来ない状態に在る動産であつて所有者不明のものないふ

【先占】 センセン

誰れの所持にも屬してゐない物を自分の物とする考へて占有を始むること。狩獵により鳥獸を捕ふるが如し

【添附】 テンブ

【所有權ノ限界】 ショユウケンノゲンカイ

所有權の權能の及ぶ範圍をいふ。所有權のはたらきはどこまで及ぶかといふこと

【公用徵收】 コウヨウチヨウシユウ

公益事業に必要なる土地物件を國家が一人から強制して取上げ相當の代金を下渡す處分をいふ

【違憲】 イケン

憲法の規定に背くこと

【行政處分】 ギョウセイシヨブン

行政官廳が法規の定むる範圍内で適當にやる一方行爲をいふ。火災の際に半焼になりつゝあるこれを破壊するが如き、許可認可營業の取消を命ずるが如し

【軍用徵收】 グンヨウチヨウシユウ

軍事上の必要に基き一人から物件を徵收

所有權取得の原因なる附合、混和及加工の三つの状態を併せて添附といふ

【附合】 フゴウ

二以上の物がくつついて容易に離れない状態に在る場合又はこれを離すには過分の費用を要する場合をいふ

【混和】 コンワ

所有者の異ふ二以上の動産がオチヤゴチヤに混ざつて其何れの部分が誰れの所有に屬するか分らない様になつたことをいふ

【加工】 カコウ

他人の動産に或工作を加へて新たなる物をつくり上げることないふ

【共有】 キョウユウ

數人が一個の物に付て所有權を有する状態ないふ例へば甲乙二人が一棟の建物を所有するが如し

第四 地上權 警務全書四〇頁

【地上權】 チシヨウケン

他人の土地を借りて家屋、倉庫、工場其他の工作物又は竹木を所有する爲め其土地を使用する物權をいふ

【工作物】 コウサクブツ

家屋其他の建物、圍障、堤防、銅像、溝渠等をいふ

【契約】 ケイヤク

二人以上の者が或權利義務を生ぜしめることとの合意(約束)をいふ

【抛棄】 ホウキ

なげうつこと、すてること

第五 永小作權 警務全書四〇頁

【賃貸借】 チンタイシヤク

物を一定の賃料を以て貸借する契約

【永小作權】 エイコサツケン

耕作をするとか牧畜をするとかの爲め小作料を支拂つて他人の土地を使用する物權をいふ

【小作料】 コサクリヨウ

土地を借りて使用する代償として支拂ふべき金銭米穀等をいふ

【耕作牧畜】 コウサクボクチク

耕作とは農産物を獲る爲め土地に人工を加ふるをいひ牧畜とは土地を利用して牛馬羊其他の畜類を飼養するをいふ

【契約更新】 ケイヤクコウシン

契約をやりかへるをいふ、引續き契約をすることを

第六 地役權 警務全書四一頁

【隣地】 ソンチ

甲地と接續してゐる乙地をいふ

【要役地】 ヨウエキチ

地役權に依り便益を受くる土地をいふ。甲地の爲め乙地を通行する地役權に於ては甲地を要役地といふ

【承役地】 シヨウエキチ

地役權に依り便益を供すべき土地をいふ。右例に於ける乙地の如し

第七 留置權 警務全書四一頁

【留置權】 リユウチケン

適法に他人の物を所持してゐる者が其物に關して生じたる債權の辨濟を受くる迄其物を留置する物權をいふ。時計屋が修繕料の支拂を受くる迄其時計を留め置く權利の如し

【債權ノ擔保】 サイケンノタンボ

債權の辨濟を確實にする引きあてをいふ

【擔保物權】 タンボブツケン

債權者が債務者より支拂を受けなかつた場合に目的物を競賣して其代金から辨濟を受けるといふ物權をいふ。留置權、先取特權、質權及抵當權の四つをいふ

【不法行爲】 フホウコウイ

故意又は過失によつて他人の權利を侵害し因つて損害を被らしむる行爲をいふ

第八 先取特權 警務全書四一頁

【先取特權】 センシユトツケン

法律に一定したる特別の債權を有つてゐる者が債務者の財産に付法律上當然他の債權者に先ちて自分の債權の辨濟を受くることの出来る物權をいふ

【債務者】 サイムシヤ  
或負債をしてゐる者

【共益費用】 キョウエキヒョウ  
各債権者の共同の利益の爲めに債務者の財産を整理又は保存するに要したる費用

【葬式費用】 ソウシキヒョウ  
債務者又は債務者から養つて貰ふ者の死んだ場合に其身分に相應して爲された葬式費用をいふ

【雇人ノ給料】 ヤトイニンノキユウリヨ  
雇はれて一定の給料を受くべき者の給金をいふ

【公吏職務上ノ過失】 コウリシヨクム  
執達吏、公證人等が其不注意によつて職務執行上他人に損害を及ぼしたる場合をいふ

【動産保存】 ドウサンホゾン

る物権をいふ

【質權設定者】 シチケンセツテイシヤ  
債権者に質權を與ふることを債権者と契約したる者をいふ質物の所有者である

【代理占有】 ダイリセンユウ  
他人をして或物を占有せしめ自分が占有權を有することをいふ

【流質契約】 リユウシチケイヤク  
質權設定契約をする際又は辨濟期前特別の約束を以て期限に債務の支拂の無いときは質權者は當然質物を自分の所有とするといふ契約をいふ

第十 抵當權 警務全書四三頁

【抵當權設定】 テイトウケンセツテイ  
債務者又は第三者が其所有の土地家屋等を債権者に抵當に入れることを債権者と契約するをいふ若し債務者が支拂を爲さざると

債務者の或動産の毀損滅失せんとするを防止又は其動産に關する權利が時効に罹らんとするを中斷したるが如し

【農工業ノ勞役】 ノウコウギョウノロウ  
農業の仕事工業の仕事に従事したるをいふ

【保存登記】 ホゾントウキ  
未登記の不動産の所有者が自分の不動産であるといふことを登記する其登記をいふ

第九 質權 警務全書四二頁

第九 質權 警務全書四二頁

【質權】 シチケン  
債権者が債權の支拂を確實に受くるひきあてとして債務者又は第三者より差出したる物を受取り支拂を受くるまでこれを留め置き支拂を受けないときはこれを競賣して其代金中より他の債權者に先ちて辨濟を受く

きは其不動産を賣却して他の債權者に先ちて辨濟を受くるものとす

【抵當權ノ順位】 テイトウケンノジユン  
一番最初に抵當權の登記をした者を一番抵當權者といひ其後抵當權の登記をしたる債權者を二番抵當權者といひ斯くして一番二番三番四番といふ様な順序が出来るをいふ

【競賣】 キョウバイ  
競賣法の規定に従ひ抵當不動産を執達吏が公衆一般に賣出し最高價の申出人に賣渡す手續をいふ

【元本】 ガンボン  
貸付けた元金、貸付けた物それ自身をいふ

【利息金】 リソクキン  
元本の何割又は何分といふ割合で期間に應じて生ずる金銭で元本の法定果實となるもの

【順位譲渡】 シュンイシヨウド

抵當權の順位を交換するをいふ例へば一番抵當權者が二番抵當權者となり二番抵當權者が一番抵當權者となるが如し

【抵當權ノ滌除】 テイトウケンノテキジ

抵當に入つてゐる土地又は家屋を買取つた者が抵當權者に交渉して其承諾を得たる金額を支拂つて抵當權を無くして仕舞ふことをいふ

【供託】 キヨウタク

債權者が辨濟を受け取らないとき又は受取ることが出来ないときに其辨濟物を供託局に預け入れて債權者が何時でも受取れる様にするをいふ

第三章 債 權 警務全書四六頁

第一 總 則

【債權】 サイケン

或人が或人に對して或ことを爲すべきこと又は爲すべからざることを要求する權利をいふ馬の引渡を要求し又は夜分音楽を奏すべからざることとを要求するが如し

【雇傭契約】 コウウケイヤク

主人と雇人との間の雇入契約をいふ。雇人は主人の爲め勞務に服し主人はこれに一定の給料を支拂ふことを約する契約である

【對抗】 タイコウ

相對して主張すること例へば抵當權者が他の債權者に對し優先權を主張するが如し

【事務管理】 シムカンリ

法律上の義務の無い人が他人の爲めに他人の事務を處理してやるをいふ例へば火事に際し隣家の人か荷物を安全の場所に持ち運んでやるが如し

【不當利得】 フトウリトク

法律上利益を得べき正當の事由無くして他人の財産又は勞務に依りて利益を得るをいふ、多くつり錢を受取つた場合の如し

【遺言】 イゲン(ユイゴン)

人が生きてゐる際死後效力を生ずべき意思表示をするをいふ

【給付】 キユウフ

債務者の行爲をいふ。債務者が義務履行をする爲め或ことを爲し又は爲さないこと

【特定物】 トクテイブツ

取引をする際この物とか彼の物とか指定せられたる物をいふ

【通貨】 ツウカ

取引上及法律上通用する貨幣紙幣及銀行券(札)をいふ

【利息ノ給付】 リソクノキユウフ

利息を支拂ふこと

【利率】 リリツ

元本に對する利息の割合をいふ。一年一割、日歩五錢といふが如し

【履行催告】 リコウサイコク

債務者に對し債務を支拂へと要求する通告をいふ

【選擇給付】 センタクキユウフ

馬一頭を引渡すか又は金二百圓を支拂ふかその何れかを選ぶこと

【債權ノ效力】 サイケンノコウリヨク

債權はどんなはたらきを有つてゐるか即ち債權者は債務者に對し如何なることを要求出来るかといふこと

【損害賠償】 ソンガイバイシヨウ

失つた利益又は受くべき筈であつた利益をとりかへず爲め其うめあはせをするをいふ

【強制履行】 キヨウセイリコウ

債務本来の履行を強制する強制執行をいふ

【代位訴権】 ダイイソケン

債権者が自分の債権の支拂を受くることを安全にする爲め債務者の有つてゐる権利を自分の名で行ふ権利をいふ

【廢罷訴権】 ハイヒソケン

債務者が債権者を害することを知つて債権者に損失を及ぼすべき行爲を爲したるとき債権者が其行爲の取消を裁判所に訴へる権利をいふ

【詐害行爲】 サガイコウイ

債務者が債権者を害することを知つて爲したる法律行爲例へば澤山の負債あるに拘らず債務者が或財産を或人に贈與するが如し

主たる債務者が辨濟をしない場合にこれに代つて辨濟をする債務をいふ

【更替】 コウタイ

かはること

【債權ノ讓渡】 サイケンノショウト

債権者が其有する債権を其儘第三者に移轉する契約をいふ

【指名債權】 シメイサイケン

債権者が甲某なら甲某と定まつた債権をいふ。通常の債権である

【裏書人】 ウラガキニン

手形の如き證券を他人に讓渡す爲めに其旨を證券に記載したる人をいふ

【辨濟】 ベンサイ

債務者が債務の履行即ち支拂をすることをいふ

【連合債務】 レンゴウサイム

甲乙が丙から百圓を借りてゐる場合は甲乙五十圓宛を丙に支拂ふべきときは甲乙の債務を連合債務といふ

【不可分債務】 フカブンサイム

債務者が二人以上あつて其債務の目的物が分割することの出来ないものをいふ甲乙二人が自動車一臺を丙に引渡す債務の如し

【連帶債務】 レンタイサイム

同じことを爲すべき債務者が數人あつて各自が全部の給付を爲すべき債務をいふ

【求償權】 キユウシヨウケン

債務者數人あるとき其中の或者が債権者に全部を辨濟したるとき他の債務者に對し其うめあはせを要求する権利をいふ

【保證債務】 ホシヨウサイム

【代位辨濟】 ダイイベンサイ

他人の債務を代つて辨濟する場合又は連帶債務者不可分債務者の一人が全部の辨濟をするをいふ

【更改】 コウカイ

舊債務を消滅せしめ其代りに新なる債務を發生せしめる契約をいふ

【免除】 メンジョ

債権者が債務者に對し其債務の支拂を勘辨してやること。債権を放棄する行爲である

【混同】 コンドウ

兩立しない二つの資格が同一人に付て生ずるをいふ例へば債権者が其債務者の相續人に選定せられたる場合の如し

第二 契約總論 警務全書五五頁

【契約】 ケイヤク

二人以上の当事者が私法上の効果を生ずることを目的として爲す意思表示の合致即ち合意をいふ

【交叉】 コウサ

たがひちがひになること

【契約ノ成立要件】

ケイヤクノセイリ ヲウケン

契約といふ法律行爲が生れるに付て必要なる事柄

【顧客】 コカク

お客、とくい

【承諾】 ショウダク

申込を受けたる者が申込に合意して契約を成立せしむる意思表示をいふ

【雙務契約】 ソウムケイヤク

各当事者が互に代價報酬の關係に立つ債務

を負担する契約をいふ。賣買、賃貸借等の如し

【片務契約】 ヘンムケイヤク

當事者の一方丈けが債務を負担する契約又は雙方共に債務を負担するも其間に代價報酬の關係無きものをいふ

【有償契約】 ユウシヨウケイヤク

各当事者が互に代價報酬の關係に立つ財産上の給付を爲す契約をいふ。賣買の如し

【無償契約】 ムシヨウケイヤク

有償契約で無いもの。即ち當事者の一方のみが財産上の給付を爲す契約又は雙方共に財産上の給付を爲すも其間に代價報酬の關係無きもの例へば贈與の如し

【諾成契約】 ダクセイケイヤク

當事者の合意だけで成立する契約をいふ。要物契約でないもの。要物契約とは合意の

外物の引渡が無ければ成立しない契約（消費貸借寄託の如し）をいふ

【要式契約】 ヲウシキケイヤク

契約の成立するのに一定の形式を必要とする契約をいふ。婚姻契約は戸籍吏に届出づべき行爲であるからこれに屬する

【射倅契約】 シヤコウケイヤク

徳倅を目的とする契約例へば保険契約の如し

【要因契約】 ヲウインケイヤク

當事者が財産上の給付を爲すに一定の原因理由のあることを法律上必要とする契約をいふ例へば賣買に於て賣主は買主が代金を支拂ふから物を譲渡するのである故に要因契約である

【危険負擔】 キケンフタン

雙務契約に於て一方の債務が天災事變等の

爲め履行不能となつて消滅したるときは相手方は反對給付を爲すの義務を免るるや否やといふ問題をいふ例へば請負人の建築したばかりの家屋が注文者へ引渡す前地震で倒壊したるときは注文主は代金を支拂はなかつともよいか否かの問題である

第三 契約各論警務全書六一頁

【贈與】 ソウヨ

當事者の一方が相手方にたゞで物又は権利をやることを約し相手方がこれを承諾するに依つて成立する契約をいふ

【賣買】 バイバイ

當事者の一方が物又は権利を相手方に移轉することを約し相手方がこれに代金を支拂ふことを約するによつて成立する契約

【年金債權】 ネンキンサイケン



恩給として毎年下渡を受くる権利又は金鵝動草の年金を受取る権利の如し

【賣買ノ豫約】 バイバイノヨヤク

將來賣買の契約をしやうといふ約束をいふ

【手附】 テツケ

賣買契約の際當事者の一方(多くは買主)から相手方に交付せらるる金銭等をいふ。賣買の履行に際しては代金の一部となる

【追奪擔保】 ツイダツタンボ

賣主が目的物の全部又は一部が他人の権利である爲めこれを買主に移轉することの出来ない場合等に損害賠償、代金減額、契約解除の請求を受くるをいふ

【瑕疵】 カキン

きず

【買戻】 カイモドシ

不動産の賣主が後日買買代金と契約の費用

を約する契約をいふ。借家、借地の契約の如し

【雇傭】 コヨウ

當事者の一方が相手方に對して勞務に服し相手方がこれに報酬を與ふることを約する契約をいふ

【請負】 ウケオイ

當事者の一方が或仕事を完成すべきことを約し相手方がこれに報酬を支拂ふべきことを約する契約をいふ

【瑕疵修補】 カシシユウホ

請負人の爲したる仕事の目的物にきずがあつたとき其きずをなほして完全なるものにするに及損害を賠償することとをいふ

【委任】 イニン

當事者の一方が或法律行爲を爲すことを相手方に委託し相手方がこれを承諾するに依

を買主に支拂つてこれを取り戻すことをいふ

【交換】 コウカン

當事者がお互に金銭以外の物又は権利を移轉することを約する契約をいふ

【消費貸借】 ショウウヒタイシヤク

金銭の貸借の如く當事者の一方が金銭米穀の類を受取つてこれを使つて仕舞ひ後日これと同様のものを返還することを約する契約である

【使用貸借】 ショウウタイシヤク

當事者の一方が相手方より或物を受取りただて使つた後これを返すことを約する契約をいふ。無償で借りることである

【賃貸借】 チンダイシヤク

當事者の一方が相手方に或物を使はせるとを約し相手方がこれに賃料を支拂ふこと

りて成立する契約をいふ

【準委任】 シュンイニン

當事者の一方が法律行爲以外の事務例へば訴訟行爲や事實上の行爲を委託し相手方がこれを承諾するによつて成立する契約をいふ

【寄託】 キダク

當事者の一方が相手方から物を保管することを頼まれ其物を受取るによつて成立する契約

【組合契約】 クミアイケイヤク

數人が各金銭其他の出資を爲して共同事業を営む契約をいふ

【商事會社】 ショウシカイシヤ

商法に依つて設立する會社、商行爲を目的として設立するもの。合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社をいふ

【損失分擔】 ソンシツブンタン

組合に負債があるとき即ち缺損のあるときこれを組合員が各自負擔してうめることをいふ

【終身定期金】 シユウシンテイキキン

當事者の一方が自己相手方又は第三者の死亡に至るまで定期に金銭其他の物を相手方又は第三者に給付することを約する契約をいふ

【和解】 ワカイ

當事者が互に讓歩を爲して其間に存する争を止むる契約をいふ

【讓歩】 シヨウポ

互に讓り合ふこと。即ち互に損失を蒙れることを承認するをいふ

第四 事務管理 警務全書六八頁

【擔保】 タンボ

擔保支拂の保證として保證人を立てるか質物又は抵當物を提供するが如きをいふ

【事務管理】 シムカンリ

法律上の義務に基かないで他人の爲め其事務を處理するをいふ例へば火災の際類焼に遭はんとする人の家財道具を別に頼まれないて好意上安全の場所に運搬しやるが如し

第五 不當利得

【不當利得】 フトウリトク

法律上の原因なくして他人の財産又は勞務により利益を受けこれが爲めに他人に損失を及ぼすをいふ。剩米を多く受取つた場合の如し

【賭金】 トキン

ばくちにかけた金

【不法原因】 フホウゲンイン

法律の強行規定又は公の秩序善良の風俗に反すること

第六 不法行爲

【故意】 コイ

ことさらに、わざと。自分の行爲が他人の權利を侵害するといふことを知ること

【過失】 カシツ

不注意によつて或事を知らなかつたこと。自分の行爲が他人の權利を侵害するといふことを不注意によつて知らなかつたこと

【認識】 ニンシキ

知ること、認むること

【豫見】 ヨケン

豫め知るをいふ

民法 第三章 債權

第四 事務管理 第六 不法行爲

第五 不當利得

【智能發達】 チノウハツタツ

是非を知り別ける知識の進んでゐること

【慰藉】 イシヤ

精神上の打撃をいやすこと

【流産】 リユウザン

妊娠したる婦女が自然の分娩期前其故意にあらずして胎兒を母體外に搬出するをいふ

【名譽毀損】 メイヨキソン

人の社會上の聲價を傷けること

【教唆者】 キョウサシヤ

或人に不法行爲を爲すべきことをそのかして不法行爲を爲さしめたる者

【幫助者】 ホウシュヨシヤ

或人が不法行爲を爲すに當り之れを助けたる者。毆打の用に供する棍棒を貸與したるが如し

【防衛行爲】 ホウエイコウイ

他人の不法行爲に對し自己又は第三者の權利を防衛する爲め已むを得ずして爲したる加害行爲をいふ。強盜に遭ひたる者がこれに抵抗して強盜に傷を負はしめたる行爲の如し

【避難行爲】 ヒナンコウイ

他人の物より生じたる急迫の危難を避くる爲め其物を毀損する行爲例へば將に子供に咬付かんとしてゐる隣家の犬を撲殺するが如し

【正當防衛】 セイトウホウエイ

防衛行爲に同じ

【袖手傍觀】 シユウシユボウカン

だまつて見てゐること。我關せずとして傍らで見てゐること

【自衛自助】 シエイジツヨ

いふ

【血統】 ケツトウ

ちすぢ

【姻族】 インソク

配偶者の一方と他の一方の血族との親族關係をいふ例へば夫の父母兄弟姉妹は妻と姻族の關係に立ち妻の祖父母叔父叔母と夫とは姻族の關係に立つが如し

【直系】 チョウソク

祖父母、父母、子、孫といった様にまつすぐに上下するつづき柄をいふ

【傍系】 ボウケイ

伯叔父母、兄弟姉妹、甥、姪といふが如く横道にはいつたつづき柄をいふ

## 第二 戸主及家族

警務全書七八頁

民法 第四章 親族 第一 總則 第二

戸主及家族

三二一

自分で自分の身を守ることに

【放任行爲】 ホウニンコウイ

法律が罰しめせず且又權利として保護も爲さざる行爲をいふ。獨身者同志の私通の如し

【急迫危難】 キユウハクキナン

現在目の前に迫まつてゐる危険な出來事をいふ

## 第四章 親族 警務全書七六頁

### 第一 總則

【親族】 シンソク

通俗にいふ親戚、親類唯其範圍は法律上特に一定せらる

【血族】 ケツソク

自然的生理的にちすぢを引いてゐる親族を

【戸主ノ統轄】 コシユフトウカツ

戸主が監督支配することをいふ。戸主がおさむるといふも亦同じ

【家族團體】 カソクダントタイ

戸主と家族の集まり

【胚胎】 ハイタイ

物事の生じて來るもとをいふ

【戸主權】 コシユケン

家の長である戸主が其家族を支配してゆくに付て有つてゐる權利、戸主の地位に伴ふ權利をいふ例へば家族の居所指定權、離籍權、復籍拒絶權、婚姻の取消權等の如し

【私生子】 シセイジ

法律上父又は母の定まつてゐない子。法律上正式の夫婦の間に生れた子では無い子

【庶子】 シヨシ

私生子の本當の父が其子は自分の子であるといふ届出を爲したるとき其子を父に對して庶子といふ

【棄子】 ステゴ

棄てられた爲め父又は母が誰れてあるか實際上不明に至つた子をいふ

【扶養義務】 フヨウギム

近親の者等が資力に應じて生活費及教育費を出す義務をいふ(三二六頁参照)

【居所指定權】 キヨシヨシテイケン

戸主が家族を養ひ又は監督する必要に基き何町何番地の何所に住まつて居れといふことを家族に命ずる權利をいふ。戸主權のはたらきてある

【離籍】 リセキ

居所指定の命に應じなかつた様な場合其他一定の場合に其家族を戸主の戸籍からぬい

て仕舞ふことをいふ

【復籍】 フクセキ

婚姻又は養子縁組に因つて他家に入つた者が離婚又は離縁等に因りて元の籍に歸つてくることをいふ

第三 隱居 警務全書七八頁

【隱居】 インキヨ

戸主である者が任意に其地位を相続人に譲つて自分は家族となることを届出づる行爲である

【單純承認】 タンジュンシヨウニ

先代の有してゐた權利義務を一切無條件で相續したることを認むる意思表示

【再興】 サイコウ

つぶれたる本家等を更に立てること。戸籍の無くなつた本家等の戸籍を再びつくるを

いふ  
【推定家督相續人】 スイテイカトクソ

あととり。戸主が其地位を退けば當然其相續人となるべき人をいふ

第四 婚姻 警務全書八〇頁

【婚姻】 コンイン

法律上公認する男女間の任意の生存結合をいふ。法律上の夫婦となることである。或は夫婦關係其ものを婚姻といふこともある例へば民法八二〇條第一項の如し

【結納取替】 ユイノウトリカハシ

結婚をする約束のしるしとして金品を互に交換すること

【相姦者】 ソウカンシヤ

妻の姦通の相手方、姦夫をいふ

民法 第四章 親族 第三 隱居 第四

婚姻

三二三

【入夫】 ニユウフ

女戸主と婚姻をする男子

【婿養子】 ムコヨウシ

甲が乙の養子となると同時に乙の娘の丙と婚姻をするときは甲を婿養子といふ

【協議離婚】 キヨウギリコン

夫婦の話し合によつて夫婦別れをすることを戸籍吏に届出をするのである

【裁判上ノ離婚】 サイバンシヨウノリコ

夫婦の到底和合することの出来ない一定の原因があるとき一方から裁判所に訴て判決により夫婦別れをすることをいふ。協議離婚の話し合の出来ないときこれをやる

【重婚】 シュウコン

法律上夫あり又は妻ある者が更に他の女又は男と法律上婚姻の届出をするをいふ

【強姦】 ゴウカン

暴行又は脅迫を以て婦女を姦淫するをいふ

【有夫姦】 ユウフカン

まをとこ、姦通をいふ

【破廉耻罪】 ハレンチザイ

特にはじさらしとなる犯罪（民法八一三條四號に掲ぐる罪）

【虐待】 ギヤクタイ

ひどい取扱ひ、ひどい待遇をするをいふ

第五 夫婦財産制

警務全書八二頁

【夫婦財産契約】 フウフザイサンケイヤク

婚姻届出前將來夫婦となつた場合に於ける夫婦の財産關係を定むる契約をいふ。妻の財産は夫が使用することが出来るが、生活費用は如何に負擔するか等の定めをいふ

【法定財産制】 ホウテイザイサンセイ

夫婦財産契約の無かつた場合法律上當然定まる夫婦の財産關係をいふ

第六 親子

警務全書八二頁

【實子】 シツシ

血を分けた本當の子、嫡出子、庶子及私生子の區別がある

【養子】 ヨウシ

血を分けた子では無く養子縁組によつて法律上自分の子となつた者をいふ

【嫡出子】 チヤクシユツシ

法律上正式の夫婦の間に生れたる子。長男、次男、長女、次女等の如し

【繼子】 ケイシ

まゝ子。先夫の子、先妻の子

【嫡母】 チヤクボ

第八 親權

警務全書八三頁

【親權】 シンケン

其戸籍内にある子の身體及財産に關して有する親の權利をいふ。同時に親の義務である

【監護教育】 カンゴキヨウイク

子の身體の養育や保護を爲し相當の教育を授ける様にすること。そだててゆくことである

【子ノ懲戒權】 コノチヨウカイケン

頑冥て父母の教をきかない子に對して相當の制裁を加へ善良なる人間になる様戒め教へてゆく權利をいふ

第九 後見

警務全書八四頁

【後見人】 コウケンニン

未成年者に親權者の無いとき之に代つて未

庶子の父の本妻たる人を庶子から見て嫡母といふ例へば甲男乙女の夫婦があつて甲男が妾に子供をこしらへ其子を庶子として届出てたるときは乙女を庶子から見て嫡母といふ

【認知請求權】 ニンチセイキユウケン

私生子が其本當の父又は母に對し自分の實子たることを法律上明かに認めて其籍に入れよと請求する權利をいふ

第七 養子

警務全書八三頁

【單純養子】 タンジュンヨウシ

婿養子で無い養子をいふ。單に養親の嫡出子となる丈の養子

【相續權】 ソウソクケン

法律の定むる所はよく戸主又は或家族の權利義務を相續する權利

民法 第四章 親族

第五 夫婦財産制

第七 養子 第八

第六 親子 第九 後見

成年者の身體及財産を保護する者又は禁治産者の保護に當る人ないふ

【禁治産宣告】 キンシサンセンコク

精神病者を無能力者とし財産上の行爲一切を後見人をして行はしむることの裁判の言

【遺言】 イゲン(ユイゴン)

死後效力を生ぜしむることを目的とする要式の一方行爲ないふ

【親族會】 シンソクカイ

或人又は或家の爲め法律上定められたる事項を議決する機關で三人以上の親族會員から成り立つものである

【監護療養】 カンゴリコウヨウ

禁治産者の身體に對する安全を計り且精神病の癒る様治療してやることをいふ

第十 親族會 警務全書八四頁

【親族會員】 シンソクカイイン

親族會の構成員で議決すべき事項を考究して一定の決議をする義務を負ふ人である。

親族友人其の縁故者中から選ばれる

【後見監督人】 コウケンカントクニン

後見人を監督する地位に在る人ないふ。後見人の職務執行が違法では無いか不適當では無いかを監視して適宜の注意を與へ又は其事を親族會に報告する等の職務を行ふ

第十一 扶養ノ義務 警務全書八五頁

【扶養義務】 フヨウギム

自分の力で生活を爲し又は教育を受くることの出来ない場合に近親の者等が物質上これを助けなければならぬ義務をいふ

【直系尊屬】 チョウソクケイソンゾク

父母、祖父母、曾祖父母等直接目上に當る親族をいふ

第五章 相続 警務全書八五頁

第一 家督相続

【家督相続】 カトクソウゾク

戸主たる身分と其者の有つてゐた權利義務を一團として法律上當然受けつぐをいふ

【包括的承繼】 ホウカツテキシヨウケイ

一團として受けつぐことをいふ。個々の權利義務を一つ一つ受けつぐのでは無く、一切の權利義務をひつくるめて一團として受けつぐをいふ

【選定家督相続人】 センテイカトクソ

推定又は指定の家督相続人の無いとき、被相続人の父母又は親族會又は裁判所から相

續人に選まれたる人ないふ

第二 遺産相続 警務全書八六頁

【遺産相続】 イサンソウゾク

家族の地位に在る人の死んだ場合其權利義務を一まとめにして法律上當然受けつぐをいふ。母の遺産を子供が分配するが如し

【直系卑屬】 チョウソクケイヒョゾク

直接の目下に當る親族。子、孫、曾孫、玄孫の如し

第三 相続ノ承認及拋棄 警務全書八六頁

【單純承認】 タンジュンシヨウニン

無條件に相続を承認するをいふ。前戸主權利義務一切を承繼したことを認める意思表示

【限定承認】 ゲンテイシヨウニン

相續人が先代から受けついで資産の範圍で先代の借金を返済するといふ條件づきて相續をしたことを認むるをいふ

【遺贈】 イソウ

遺言に依る贈與をいふ例へば甲が「自分が死んだら此家屋を乙にやる」と遺言するが如し

【拋棄】 ホウキ

法律上當然相續人となつた者が自分は相續するのはイヤだといつて相續をしないことを裁判所に申立るをいふ

#### 第四 相續人ノ曠缺

警務全書八七頁

【國庫ニ歸屬】 コツコニキツク

國家の收入、國家の財産になつて仕舞ふことをいふ

被相續人の總財産の二分の一とか三分の一とか法律で定まつた割合の財産で被相續人が無償で處分することの出来ないもの。即ち必ず相續人をして相續せしめなければならぬ財産の割合をいふ

#### 第五 遺言 警務全書八七頁

【遺言】 イゲン(ユイゴン)

死後に效力を生ぜしむる目的を以て爲す要式の一方行爲

【公正證書】 コウセイシヨウシヨ

公證人が遺言者の言ふ所を一定の方式に従つて記載し作成したる證書をいふ

【秘密證書】 ヒミツシヨウシヨ

遺言者が自分で遺言書を作つて署名捺印し其證書を封じ公證人立會人に自分の遺言書であることを記載せしむるもの

【心神喪失】 シンシンソウシツ

氣狂の状態をいふ

#### 第六 遺留分 警務全書八七頁

【遺留分】 イリユウブン

# 警察法大綱

## 第一編 總論

警務全書一頁  
警察教科書三頁

## 第一章 警察ノ觀念

### 第一節 緒説

【統治ノ作用】 トウチノサヨウ

國の政治をいふ、國を治むる方法、形式である

【立法】 リツボウ

法律をこしらへる作用をいふ。法律案を作つてこれを帝國議會に提出し其議決を経て天皇が裁可公布し給ふ手續である

【行政】 キョウセイ

立法及司法以外一切の國の政治をいふ

【司法】 シホウ

裁判所の民事刑事の裁判をいふ

【帝國議會】 テイコクギカイ

法律案豫算案を議し其他行政を監視する職務を行ふ國家機關。貴族院と衆議院とから成る

【協賛】 キョウサン

帝國議會が審議して議決すること

【司法裁判所】 シホウサイバンシヨ

民事刑事の裁判を行ふ國の機關。行政裁判所に對する語

【訴訟】 ソシヨウ

民事刑事の裁判手續をいふ

【人民】 シンミン

國民といふに同じ。天皇を除く一切の日本人をいふ

【主權】 シユケン



國の統治權をいふ。國を治むる權力である

【領土】 リヨウド

領地に同じ。國の構成要素を爲す土地

【優越ナル權力】 ユウエツナルケンリヨ

何ものにも優つてゐる一番強い權力

【機關】 キカン

國の政治を行ふ局に當る者の地位をいふ

【主權者】 シュケンシヤ

統治權者といふに同じ。我國に於ては日本帝國を統治し給ふ天皇を申上げる

【一般抽象的】 イツパンチュウシヨウテ

個々の場合にあてはまるべき一般的事

【職能】 シヨクノウ

機關が其權限を行ふはたらき

【安寧幸福】 アンノイコウフク

社會の平靜にしてキチンとしてゐる状態を安寧といひ吾人の仕合となることを幸福といふ

【内務行政】 ナイムギョウセイ

直接に人民の安寧幸福を圖る爲めにする政治をいふ。一番廣い政治のはたらきである内務省、文部省、逓信省、鐵道省、商工省、農林省の事務はこれに屬する

【外務行政】 ガイムギョウセイ

國家が外國と交際をするに當りて我國の利益を増進する政治をいふ。在外邦人を保護し外國の商工業の状態を調査し我商工業の發達を圖る等の爲めにする政治の如し

【財務行政】 ザイムギョウセイ

國の收入支出及國有財産の管理を掌る政治をいふ

【軍務行政】 ガンムギョウセイ

軍隊を組織する人及これに必要な物品を集めることに關する政治をいふ。徴兵事務徴發事務動員事務の如し

【法務行政】 ホウムギョウセイ

司法權の行動を補助する爲めにする政治をいふ。裁判所の廳舎を設け職員を配置し事務の分配を定むるが如し

【經理運用】 ケイリウンヨウ

收入を計り支出を爲し財産を保存増殖するが如きことなむをいふ

【軍備編成】 ガンビヘンセイ

徴兵を爲して國の軍隊を作り軍用品軍需品を集めて軍隊の行動の基を定むるをいふ

【警戒査察】 ケイカイササツ

危害の發生する事の無い様適當なる措置を爲し社會の状態を常に注意して見てゐる事

【行政機關】 ギョウセイキカン

國の行政事務を掌る諸官廳のこと

【警察法】 ケイサツホウ

行政法中警察行政に關し則るべき法令をいふ。警察とは公共の利益を保護せんが爲一般統治權に基き各人の自由を制限し又は之を強制する國家の權力作用なり

【變遷】 ヘンセン

うつりかはり

【人權尊重】 シンケンソンチヨウ

人民の生命身體自由名譽財産を適當に保護し猥りにこれを損傷しないことをいふ

【立憲政體】 リツケンセイタイ

國の政治を立法、司法及行政の三に大別し各獨立したる機關をして之れを行はしむる方法をいふ

【法治國】 ホウチコク

國の政治は豫め國法で定まつた所に従ひ行ふ國をいふ。立憲國のことである

【專制政體】 センセイセイタイ

立憲政體でないもの。國の政治を元首又は大臣等が隨意に行ふもの

【三權分立】 サンケンブンリツ

統治權を立法權、司法權及行政權に分つ事

【民選議員】 ミンセンギイン

人民が直接に選舉したる國會議員をいふ。衆議院議員即ち代議士はこれである

【議院】 ギイン

帝國議會といふ國家機關を組織する貴族院及衆議院をいふ

【政體】 セイタイ

政治のとり方。政治の方法形式

【法則】 ホウソク

法律規則といふこと

【當局者】 トウキョクシヤ

其局に當る者。國の政治に付ていへば政府の地位に立つる人をいふ

【法治主義】 ホウシシユギ

國の政治は豫め國法で定まつてゐる所に従ひ秩序よく行ふといふ主義である

第二節 警察ノ意義

警務全書三頁  
警察教科書三頁

【社會公共】 シヤカイコウキョウ

國家を形作つてゐる人人の共同といふことである

【一般統治權】 イツバントウチケン

國を治むるに當り人民の誰れに對しても凡

てを支配する權力。國家と官吏、軍人の如く特別の權力服従の關係で無い場合を指す

【權力的作用】 ケンリヨクテキサヨウ

命令に服しない者に對しては實力を以て之れを強制するといふはたらき

【自由制限】 シユウセイゲン

人民の或事を爲さんと欲する所を爲してはいけないといひ人民の爲すまいと思ふ所を爲せよと命ずるをいふ

【拘束】 コウソク

しぼること

【助長行政】 ショウチョウギョウセイ

權力を用ひず温和なる手段により各種の設備を設けて人民一般の利便を積極的にはかる行政をいふ。一例を示せば電信電話郵便の事務の如し

【警察權】 ケイサツケン

警察行政に關する權力をいふ。即ち統治權のはたらきのうち警察行政の方面のものをいふ

【屋上覆葺物】 オウジョウフクシウブツ

屋根の覆ひ物例へば瓦、スレート、亜鉛葺等の如し

【家屋破壊】 カオクハカイ

家屋をたたきこはすこと

【消防隊】 ショウボウタイ

火災の際に鎮火の事に従事する人員の集團をいふ

【避病院】 ヒビョウイン

傳染病者を入院せしめて治療する病院。一般から隔離せられたる場所に設けらる

【不良井水】 フリョウセイスイ

飲料とするときは衛生に害ある井戸の水

【處分】 シヨブン

行政官廳が或具體的の事件を處理する爲め命令、許可、制限等を爲すことをいふ

【作爲】 サクイ

積極的に或ことを爲すこと

【不作爲】 フサクイ

爲すべきことを消極的に爲さないこと。行爲といふうちには不作爲をも含む

【法規】 ホウキ

法律の規定といふこと

【法律關係】 ホウリツカンケイ

權利義務の關係のことをいふ

【意思表示】 イシヒヨウツ

法律上の効果を生ぜしめんことを欲して爲す意思の發表をいふ

【權限附與】 ケンゲンフヨ

或事務を處理するといふ職權を與へること

【密賣淫】 ミツバイイン

娼妓稼業以外に於て婦女子が不特定の男子に金品をとつて交接せしむること

【喫煙】 キツエン

たばこのをむすこと

【對人警察】 タイジンケイサツ

直接に人の行爲を制限する警察行政をいふ

【對物警察】 タイブツケイサツ

人の行爲以外の出來事によつて危害を生ずる虞ある場合に人の行爲を制限する警察作用をいふ。火災に際しての破壊消防の如し

【消極的】 シヨウキヨクテキ

無い、爲さない。否定といつた様な形容詞

【豫防排除】 ヨボウハイジヨ

危険を未然に防ぎ又は既に生じたる危害を

【刑罰權】 ケイバツケン

國家が犯人に刑を科する權力

【犯罪搜查】 ハンザイソウサ

犯人某が何處に居るか犯罪の内容及證據は如何といふことを取調べて證據をあつむる事をいふ

【補助作用】 ホジョサヨウ

たすけ、手傳ふはたらき

【太政官】 タシヨウカン

明治初年に於ける内閣ともいふべき地位、天皇の御委任を受けて國の政治を統轄する官廳であつた

【兇害ヲ豫防】 キヨウガイチヨボウ

社會に危害を及ぼすことを未然に防ぐこと

【搜索逮捕】 ソウサクタイホ

犯人をさがし出してつかまへること

とりのぞくことをいふ

【積極的】 セツキヨクテキ

有る、爲す、肯定といつた様な形容詞

【牛馬去勢】 ギユウバキヨセイ

牡牛牡馬の睾丸をぬきとること

### 第三節 警察ノ種類

警務全書五頁  
警察教科書一三頁

【司法警察】 シホウケイサツ

檢事の職務を補助する爲犯罪の捜査犯人の逮捕等を掌る警察官の事務をいふ。司法警察官吏の行ふ所である

【行政警察】 ギヨウセイケイサツ

司法警察を除きたる一切の警察作用をいふ社會の秩序を保ち人民を保護する爲め或人の自由を制限する一般的の警察作用である

【保安警察】 ホアンケイサツ

特殊警察に對する語で、特殊の行政に附隨するのでは無く一般の安寧秩序に對する危害を豫防排除するが爲めに行ふ警察作用である。警察署の行ふ所の事務は即ちこれである。

【特殊警察】 トクシユケイサツ

各種の助長行政のはたらきを補助する爲めに行ふ警察をいふ。森林警察、衛生警察、産業警察の如し。

【管掌】 カンシヨウ

掌ること、取扱ふこと

【隨伴】 ズイハン

ともなふこと

【高等警察】 コウトウケイサツ

外國人、政治問題、思想問題、選舉、集合結社、出版物等に關する取締を爲す警察作用をいふ。

【危険思想】 キケンシソウ

通常は無政府主義又は社會主義共產主義の如く我國體を破壊し又は私有財産制度を根本的に否認する思想をいふ。

【國家警察】 コツカケイサツ

中央政府の直接に行ふ警察又は全國一般に利害の關係ある警察事務をいふ。

【地方警察】 チホウケイサツ

地方官廳即ち各府縣に於ける府縣知事其他の官廳の行ふ警察又は一地方の利害にのみ關する警察事務をいふ。

【中央官廳】 チュウオウカンチヨウ

内務省其他の各本省及内閣をいふ。

【訴願】 ソガン

行政官廳の處分が不當又は不法であるといつて其上級官廳に其處分の取消又は變更を求むる不服申立。

用をいふ

【普通警察】 フツウケイサツ

高等警察に屬しない一切の警察をいふ。

【集會】 シユウカイ

多數人が講談論議をする爲めに一時又は定期に爲す會合をいふ。演說會の如し。

【結社】 ケツシヤ

多數人が共同の目的を達する爲め任意且つ繼續的に結合したるものをいふ。今日の各政黨の如し。

【出版物】 シユツパンブツ

著書、定期發行の雜誌の如く印刷したる文書圖書をいふ。

【新聞紙】 シンブンシ

一定の題號を用ひ時期を定め又は六ヶ月以内の期間に於て時期を定めずして發行する著作物並に其域外の類をいふ。

【豫防警察】 ヨボウケイサツ

危害の發生することを未然に防ぎ警察作用をいふ。

【鎮壓警察】 チンアツケイサツ

既に危害の發生したる場合に其害の大きくなること又は永く繼續することを防ぎ警察作用をいふ。

【地方自治體】 チホウジチタイ

府縣、市町村の如き地方團體をいふ。

## 第二章 警察機關

警務全書 七頁  
警察教科書 一八頁

【警察機關】 ケイサツキカン

警察作用を掌る國の官廳をいふ。

【掌理】 シヨウリ

つかさどる、處理する

【警察官廳】 ケイサツカンチヨウ

社會の安寧を保つ爲め特に設置せられ専ら警察事務を行ふ官廳をいふ

【警察官吏】 ケイサツカンリ

警察權を實際に行ふ任に當る官吏。警察部長、警視、警部、警部補及巡查の如し

【内務大臣】 ナイムダイジン

内務行政中内務省の管轄する事務を主宰する長官。一面に於て國務大臣の資格を有す

【獨任制】 ドクニンセイ

一人の官吏の意思を以て國家の意思即ち官廳の意思とするもの

【警保局】 ケイホキョク

内務省の一部局で一般の行政警察事務、高等警察、圖書出版に關する事務等を掌るところ

【衛生局】 エイセイキョク

内務省の一部局で醫師、藥劑師、藥品等衛生行政に關する事務を掌るところ

【省令】 シヨウレイ

各省大臣が官制の定むる所及法律勅令の特に委任したる所に基いて發する命令

【圖書出版】 トシヨシユツパン

著作物を作つて有償又は無償にて多數人にわかつないふ

【差押】 サシオサヘ

出版物等を官廳に取上げて其處分を禁止するをいふ

【退去命令】 タイキヨメイレイ

法令に違反する行動のある外國人を日本の領域内から追ひ拂ひをする命令

【免許取消】 メンキョトリケシ

【隸屬】 レイツク

部下として従つてゐること

【政事集會】 セイジシユウカイ

國の政治、地方の政治等の善惡、政策等を論議する集會

【解散】 カイサン

集會の議事を止め全然集會を解くこと

【退散】 タイサン

集會に於ける多數人を其場所より追ひ拂ふこと

【拘束】 コウソク

自由を奪ふこと、しぼること

【檢束】 ケンソク

拘束に同じ

【憲兵】 ケンハイ

陸軍大臣の管下に屬する軍人で主として軍

官廳が一旦免許したる所を取消すをいふ。

【停止】 テイシ

一時業務を行ふことをさしとめるをいふ

【警視總監】 ケイシソウカン

東京府に於ける警察、消防、衛生事務、工場法施行に關する事務及勞働爭議調停事務等を掌る官廳をいふ

【管轄區域内】 カンカツクイキナイ

法令に依つて支配すべきものと定められたる地域内

【非常急變】 ヒシヨウキユウヘン

暴動、大火災、大洪水、大地震等の如き大事變の突發したるときをいふ

【實力行使】 シツリヨクコウシ

相手が命令に服従しない場合に威力腕力等を示し又は行ふをいふ

事警察を掌り兼ねて一般の行政警察及司法警察の事務をも掌るもの

【違警罪】 イケイザイ

勾留又は科料のみに當る微罪。警察犯處罰令違反罪、侮辱罪の如し

【即決處分】 ソツケツシヨブン

警察署長が違警罪事件に付正式裁判に依らないて取調後直ぐ刑の言渡を爲す處分をいふ

【戒嚴宣告】 カイゲンセンコク

戦時又は事變に際して天皇が一定の區域を軍隊の實力を以て警戒する旨をお仰せ出さるゝをいふ

### 第三章 警察作用

警務全書一〇頁  
警察教科書二二頁

【警察強制】 ケイサツキヨウセイ

警察の命令に従はない者に對して其命令を強制し又は實力を以て必要な状態を實現するをいふ

【警察法規】 ケイサツホウキ

警察權の行使として社會公共の爲め抽象的に一般人に對し或事を爲せ又は爲すべからずと命ずる國家の意思表示

【警察處分】 ケイサツシヨブン

具體的の場合に或ことをせよとかするなとかいふことを命ずる行爲をいふ

【戸口調査】 コウチヨウサ

警察の戸籍調べをいふ。何の家には誰れ誰れが住んでゐるかを調べることである

### 第一節 警察法規

警務全書一一頁  
警察教科書二三頁

【受忍】 シユニン

官廳の爲すことを忍んで受けること

【制定公布】 セイテイコウフ

法規として發布になつたこと

【基礎】 キソ

もと、いしずる

【警察法律】 ケイサツホウリツ

警察行政のことを定めたる規定で「法律」として帝國議會の協賛を経て制定せられるものをいふ一例を擧ぐれば行政執行法、治安警察法の如し

【警察命令】 ケイサツメイレイ

警察行政のことを定めたる規定で勅令省令等を以て定められたるものをいふ

【勅令】 チョウレイ

天皇が國務大臣の輔弼を以て單獨に發せら

るゝ命令

【警察罰】 ケイサツバツ

警察法規に違反したる者に科する罰である

【占領】 センリョウ

軍隊の實力を以て敵國の領土又は支配地域を奪ひとり其地を支配することはいふ

【警察犯】 ケイサツハン

警察法規に違反したる罪

【刑事法】 ケイジホウ

廣義の刑法、刑事訴訟法の全體をいふ

【刑罰】 ケイバツ

犯罪に對する制裁として犯人の法益を剝奪する處分をいふ

【拘留】 コウリユウ

二十九日以下即ち三十日未滿犯人の自由を拘束する刑

【科料】 カリヨウ  
二十圓未満の財産刑

【犯罪地】 ハンザイチ  
犯罪の構成要件の生じたる地。行為地、結果地等

【正式裁判】 セイシキサイバン  
違警罪即決又は略式命令によつて刑の言渡を受けたる者がこれに不服であるといつて公判手続を開かるべきことの申立を爲した場合に於ける其公判の裁判をいふ

【懲役】 チヨウエキ  
刑務所に拘禁して定刑に服せしむる自由刑

【禁錮】 キンゴ  
刑務所に拘禁する丈けて別に定役に服せしめない自由刑

### 第二節 警察處分

### 第一款 概説

警務全書一三頁  
警察教科書二六頁

【一方的行為】 イツボウテキコウイ  
相手方の承諾を要せず行為者の意思表示のみを以て成立する行為をいふ。處分は皆一方的行為である

【説諭】 セツユ  
ときとすこと

【注意】 チユウイ  
斯々せよ又は斯々してはならないではないかと其反省を促すをいふ

【制縛】 セイバク  
しぼること

【権限】 ケンゲン  
官廳の處理すべき事務の範圍

【裁量處分】 サイリョウシヨブン  
集會の解散を命ずるが如く或處分を爲すと否と又如何なる處分を爲すべきかを當該の官憲の適當と信ずる所に依つて決する處分をいふ

【執行處分】 シツコウシヨブン  
未成年者の喫烟を禁止して其所持の煙草を沒收するが如く處分を爲すべき場合及如何なる處分を爲すべきかを法令に依つて定まり其場合に該當するものと認めたるときは必ず爲すべき處分をいふ

【屋外集會】 オウガイシユウカイ  
家屋外に於て爲す集會例へば芝公園内に於て演說會を爲すが如し

【多衆運動】 タシユウウンドウ  
示威運動、提灯行列等の如く多數人が共同の目的を以て一團となり屋外に於て通路を

りり歩き又は場所を定めなくて行動するをいふ

【制限】 セイゲン  
一部の禁止。斯々してはならないといふ命令

【沒收】 ホツシユウ  
物件を國家に取上げて仕舞ふ處分をいふ

【制札】 セイサツ  
板の類に「命令や禁止、制限」のことを書いて其場所に建て、置くものをいふ。「交通禁止」の建て札の如し

【貼札】 チョウサツ  
はり札をいふ。揭示板に「何々せよ、何々すべからず」といふことを書いた紙を貼つたもの、如し

【下命】 カメイ  
警察官廳が人民に何々せよ何々すべからず

といふ様な命令を爲した場合の其命令をいふ

【許可】 キヨカ

警察上の必要に基き一般禁止したることを或人又は或場合に特に許してやるをいふ。火事の現場を通行する許可の如し

【認可】 ニンカ

特定の行爲に法律上の效力を與へる處分をいふ警察取締を受くる或組合の規則の認可の如し

【規約】 キヤク

規則、定款といふに同じ

【免除】 メンジョ

或ことを爲すべき義務を負ふ者に對し特別の場合に其義務を免れしめる處分をいふ例へば種痘の免除の如し

【瑕疵】 カシ

きず、缺點

【無効】 ムコウ

全然效力の無いこと。恰も處分が無かつたと同様になること

### 第二款 警察下命

警務全書一六頁  
警察教科書三二頁

【禁令】 キンレイ

何々してはならない、何々したるときは何の罰を科するといつた様な命令をいふ

【警察義務】 ケイサツギム

警察下命の處分を受けたる者が其命令に服従してこれを履行すべき義務をいふ

【代執行】 ダイシツコウ

命令に従はない義務者の爲すべきことを官廳が代つて爲し其費用を徴收する處分

【執行罰】 シツコウバツ

他人の代つて爲すことの出来ない行爲又は不行爲の義務を履行しない義務者に罰を科して其義務の履行を強制するをいふ

【直接強制】 チョクセツキョウセイ

義務者の身體財産に直接實力を加へて其命じたる状態を實現するをいふ

### 第三款 警察許可

警務全書一七頁  
警察教科書三三頁

【財政權】 ザイセイケン

租税の納付を命ずる權力とか其他國の財政を行ふに付命令強制をする權力をいふ

【司法權】 シホウケン

民事刑事の裁判をする國の權力

【許可ヲ留保】 キヨカナリユウホ

許可が無ければやつてはいけないといつて一時とどめておくこと

【雇人周旋業】 ヤトイニンシュウセンギ

雇はれ度き人から頼まれてこれを雇主にひき合せ又は雇人を求むる雇主から頼まれて雇人となるべき者を探し出して紹介を爲し雇傭契約の成立を援助する商賣をいふ

【代書業】 ダイシヨギヨウ

一般人から届書其他の書類の代書を頼まれてこれに應じ相當の料金の支拂を受ける職業をいふ

【案内業】 アンナイギヨウ

外國人に對し通譯に依り觀光旅行其他の案内を爲す業務をいふ

【特別ノ負擔】 トクベツノフタン

許可を爲す際許可を受けたる行爲を爲す者に或特別の義務を負はせることをいふ



【取消權】 トリケシケン

許可を取消す權利

【軍事外交】 カンシガイコウ

陸海軍に關することを廣く軍事といひ我國が外國と交際することを外交といふ

【掲載禁止】 ケイサイキンシ

新聞雜誌等に載せることを禁ずること

【軍機】 カンキ

陸海軍の機密、祕密とするもの

【軍略】 カンリヤク

軍事上の策略をいふ。作戰計畫、防禦計畫の如し

【條件附許可】 ショウケンツキキヨカ

何々の事實のあつたときは許可するといふもの(停止條件附許可)又は今日直ちに許可するも何々の事實あつたときは此許可を無

效とするといふもの(解除條件附許可)

【指令書】 シレイシヨ

許可願に對し許可をするといふこと。許可の條件等を記載したる書面

【登録】 トウロク

官廳の名簿に或ことを記載すること。娼妓人名簿に登録をするの類

【検査證】 ケンサシヨウ

自動車其他の車の検査済なることを證する書面

【免許鑑札】 メンキョカンサツ

免許即ち許可したといふことを證する書面をいふ

第三節 警察強制

警務全書二一頁  
警察教科書四九頁

【實力強制】 シツリヨクキヨウセイ

警察の命令に服従しない者に對し直接に其身體又は財産に實力を加へて其命令に服従して爲したると同様の状態を作るをいふ例へば營業の停止を命じたるに尙營業を繼續するとき其營業を閉鎖するが如し

【履行ノ強制】 リコウノキヨウセイ

命じたる所を行ふべきことを強ゆるをいふ罰を加ふるとか威嚇をするとか種々の方法を以てする

第一款 警察上ノ強制執

行 警務全書二一頁  
警察教科書五〇頁

【刑罰制裁】 ケイバツセイサイ

犯罪に對する制裁として刑罰を科すること

【費用徴收】 ヒョウチヨウシユウ

費用を取り立てること。費用を納付すべき

ことを命じ應ぜざるときは財産差押をして公賣を爲し其代金の中から費用額を取るをいふ

【強制手段】 キヨウセイシユゲン

義務の履行を強制する方法をいふ

【戒告】 カイコク

相當の期間内に警察官署其他の行政官廳の命じたる所を履行をしなければ代執行の處分をして費用を強制して取立つべき旨を警告するをいふ

【強制罰】 キヨウセイバツ

他人が代て爲すことの出来ない場合に過料を科すべきことを戒告し又は過料を科して履行を爲すべきことを強制する方法をいふ

【過料】 カリヨウ

義務の履行を爲さしめんが爲めに一定の金額を罰として科する其罰をいふ

【防遏抑止】 ホウカツヨクシ  
ふせぎとめることをいふ

【雇傭契約】 コヨウケイヤク  
雇人と雇主との間の契約をいふ。即ち雇人が主人の爲めに働くことを約し主人がこれに一定の給料を支拂ふべきことを約する契約をいふ

【閉鎖】 ヘイサ  
とちること。營業所をとざして仕舞ふこと

【通行禁止】 ツウコウキンシ  
此場所を通行してはならないといふ命令

第二款 強制執行以外ノ  
實力強制

實力強制

警務全書二四頁  
警察教科書五八頁

【違警ノ原因】 イケイノゲンイン

喧嘩・争ひ

【假領置】 カリリヨウチ  
一定の期間一時人民の所持する物件を取上げて警察官署に保管する處分

【家宅ノ侵入】 カタクノシンニユウ  
家宅の管理者の意思に反して入り込むこと

【搜索】 ソウサク  
領置すべき物件又は没収すべき物件を發見する爲め人民の家宅等を點檢(さがす)するをいふ

【現行犯】 ゲンコウハン  
現に行ひ又は行ひ終りたる際發覺せられたる犯罪

【割烹店】 カツボウテン  
料理屋のこと

【博奕】 バクエキ

警察下命に服従しないわけ  
【障害除去】 ショウガイジョキヨ  
さしはりを取り除くこと

【檢束】 ケンソク  
身體の自由を拘束すること

【瘋癲者】 フウテンシヤ  
てんかん病者

【泥醉者】 デイスイシヤ  
酒を飲んでよつばらつてゐる人

【自殺ヲ企ツル者】 ツサツチクワダツ  
ルモノ  
自分で自分の生命を絶たんとしてゐる者、例へば不景氣を苦にして投身をしようとしてゐる者

【暴行】 ホウコウ  
身體に對する不法の攻撃

【鬪争】 トウソウ

【公開時間】 コウカイジカン  
ばくち  
公衆が一般に自由に出入りし得る時間

【土地物件ノ使用處分】 トチブツケン  
ノシヨウシヨ  
官廳が人民所有の土地に立入つてこれを使用し消火器の如きを使用し家屋を破壊するが如きをいふ

【見本品ノ收去】 ミホンビンノシユウキ  
ヨ  
一般に販賣する飲料水や食料品等の一部を取上げて試験の用に供するをいふ

【沒收】 ホツシユウ  
或物品を所持することが警察取締上許して置けないときに永久に其所持を奪ひ取上げるをいふ

【紙幣類似】 シヘイルイジ

政府又は銀行の發行する紙幣にまぎらはしきもの

【證券】 ショウケン

一定の權利を表はす爲めに作られたる文書をいふ。商品切手の如し

【多衆聚合】 タシユウシユウゴウ

多數の人が或場所にあつまること

【鎮壓】 チンアツ

とりしづめること

【防衛上】 ホウエイシヨウ

自分で自身を守る必要の爲めといふこと

### 第四章 警察作用ニ對スル

#### 行政救濟

警務全書二八頁  
警察教科書七〇頁

【疎虞】 ソク

そこつたること、認定を誤り見誤ること

【懈怠】 カイタイ

職務を怠たること、不注意によつて全然或事を知らなかつたことをいふ

【防止是正】 ホウシゼセイ

誤りを防ぎ正しく直すこと

【違法】 イホウ

法律命令の規定する所に背くこと

【不當】 フトウ

公益上適當でないこと、失當なること

【訴願】 ソガン

行政處分の不當不法を理由として其取消變更を上級行政官廳へ申立つるをいふ

【訴訟】 ソシヨウ

裁判上の手續

【請願】 セイガン

天皇又は行政官廳若は議會に對して立法上又は行政上のことに付て懇願するをいふ

【陳情】 チンシヨウ

事情を陳べて適當の處置を仰ぐこと

#### 第一節 訴願

警務全書二八頁  
警察教科書七〇頁

【訴願ノ裁決】 ソガンノサイケツ

訴願の申立を受けたる官廳がこれを取調べて適當なる解決を與ふること

【審理】 シンリ

事實を取調べ法令違反の點ありや否や公益上不當の點ありや否やを考究するをいふ

【却下】 キヤツカ

訴願を許されないとき又は訴願の手續が間違つてゐるとき訴願の申立を受理しないでつき返す處分をいふ

【棄却】 キキヤク

【違法處分】 イホウシヨブン  
法律命令の規定に背いて爲されたる行政官廳の處分をいふ

#### 第二節 行政訴訟

警務全書二九頁  
警察教科書七〇頁

訴願に於て申出てたる所は理由の無いことであるといつて不服を許さないことを示す處分

【取消】 トリケシ

訴願の理由がある場合に不服を申立てたる處分の全部又は一部を無効とする旨の裁決をいふ

【決定】 ケツテイ

訴願によつて不服を申立てられたる處分を取消してこれに代るべき處置を定めること

【行政裁判所】ギョウセイサイバンシヨ  
行政訴訟を審理裁判すべき國家の機關をいふ。天皇に直隸して法律の定むる所に従つて嚴正公平に職務を行ふ

【結社ノ禁止】クツシヤノキンシ  
内務大臣が或結社の成立が公安に害があるものと認めて其成立を許さず解散を命ずるをいふ

【拋棄】ホウキ  
すてること。權利者が其權利を行はなことを明にするをいふ

【監置】カンチ  
監護をして一定の場所に止め置くをいふ

第二編 各論 警務全書三一頁  
第一章 保安警察

第一節 出版物ニ關スル警察

【文書】ブンシヨ  
文字又はこれに代る符號によつて人の思想を表はしたるもの

【圖畫】ヅガ  
形を以て人の思想を表はしたるもの

【符號】フゴウ  
文字に代つて人の意思表示の「フチヨウ」となるべきもの

【形象】ケイシヨウ  
物のかたち

【印刷】インサツ  
機械により又は化學的方法に依り同じものを多數の物の上に寫し出すことをいふ

【活版】カツベン  
ひろめる。ひろくわけてやる行爲

【木版】モクハン  
文字、畫のかたちを木に刻んだものを以て印刷すること

【謄寫版】トウシヤバン  
一種の油紙に鐵筆を以て文字圖畫等を描きインキを付けたるルーラを以て之を押し同じものを多數寫出す印刷をいふ

【化學的】カガクテキ  
理化學を應用してといふ形容の語である

【發行】ハツコウ  
有償又は無償にて印刷物を多數の人に頒つ行爲をいふ

【有償】ユウシヨウ  
代價のあること

【擴布】カクフ

【傳達】デンダツ  
甲の意思を乙丙丁其他の人に傳ふること

【流布】ルフ  
或人の思想を廣く世間につたへること

【檢閲】ケンエツ  
しらべて見ること。出版物に目を通ほして一般に發行せしめてもよいか否かをしらべること

【言論】ゲンロン  
口舌を以て意思を發表すること

【著作】チヨサク  
文書圖畫に依りて意思を發表するをいふ

【出版法】シユツパンホウ  
新聞紙法に依らない一切の出版物の取締に關する法律「明治廿六年法律第一五號」

【新聞紙法】 シンブンシホウ

新聞紙の發行取締に關する法律（明治四二年法律第四一號）

【豫約出版】 ヨヤクシユツパン

代金の全部又は一部を前取りして文書圖畫の發賣を約束するをいふ

第一款 普通出版物

警務全書三二頁

【著作者】 チヨサクシヤ

文書圖畫の内容を著述作製したる人

【犯罪ノ曲庇】 ハンザイノキヨクヒ

他人が或犯罪を行つてゐる場合にこれをかばい本人の爲め辯解してやること

【賞恤】 シヨウジユツ

被告をほめたゝへること

【救護】 キユウゴ

被告を助けつくつてやること例へば被告の爲めに寄附金を募る記事を掲ぐるが如し

【機密】 キミツ

ひみつのこと

【刻判】 コクハン

文書圖畫を刷る組み版、紙型の類をいふ

【印本】 インボン

刷り上つた本

【風俗壞亂】 フウツクカイラン

みだらなことを記載して風俗をみだすこと

【假差押】 カリサシオサヘ

一時處分を禁じて其物を取り上ぐること

第二款 新聞紙 警務全書三四頁

【發行人】 ハツコウニン

新聞紙を發行する名義人をいふ

【編輯人】 ヘンシユウニン

新聞紙の編輯即ち記事を集めこれを整理組立して新聞に刷る様にする名義人

【執行猶豫】 シツコウユウヨ

刑の言渡を爲すも一定の期間再び罪を犯さなくて経過したるときは刑の言渡の無かつたことにする制度をいふ

【掲載事項】 ケイサイジコウ

新聞紙に掲ぐる事柄

【時事】 シジ

政治上社會上の現在の事實を報道論議するをいふ

【保證金】 ホシヨウキン

猥りに無頼の徒が新聞紙を發行するを防ぐのと一面新聞社に對する損害賠償、罰金等の徴收をたやすくする爲めに新聞社に納付せしむる金

【正誤書】 セイゴシヨ

新聞の記事中事實が間違つてゐるといふことを申出てる書面

【辯駁書】 ベンバクシヨ

新聞記事の事實は實際は斯々であるといつて辯解を爲し世人の疑を解くことを求むる書面

【抄録】 シヨウロク

ぬきとること

【發行ノ差止】 ハツコウノサシトメ

發行することを許さないこと。發行せしめない處分

【填補】 テンボ

保證金が取去られて少くなつてゐる場合これをうめ合はせるをいふ

第三款 豫約出版

警務全書三六頁

法、刑事訴訟費用法等に定むる所である

【頒布】ハンブ

代金を申受け又はたゞて書籍類を一般にわかつをいふ

第二節 治安警察

警務全書三七頁

【國稅徵收法】

コクゼイチヨウシユウホ

國の税金を取立てるに付ての執行方法等を定めたる法律

第一款 結社

【繼續的結合】

ケイツクテキケツゴウ

一時的のあつまりて無いこと即ち不定の期間引續いて存在する目的で作られたる結合をいふ

【準用法令】

ジュンヨウホウレイ

國稅徵收法の例に倣つて徵收するといふ趣旨を定めたる規定。市制町村制其他の法令中に此の如き規定がある

【任意的結合】

ニンイテキケツゴウ

法令の命ずる所に依つて結合したのでは無いこと即ち各人の自由意思で結合したるをいふ

【豫約解除】

ヨヤクカイシヨ

出版の豫約をして居つた者が其豫約をやめにする事

【政事結社】

セイシケツシヤ

國家又は公共團體の政治のことを攻究論議し政治上の活動を爲す爲めに設立したる結社

【訴訟費用】

ソシヨウヒヨウ

裁判手續に要したる費用で、民事訴訟費用

【公事結社】

コウシケツシヤ

政事以外の一般社會の利益に關する事項を目的として設立したる結社をいふ。學術宗教、經濟問題、社會政策問題、服裝改良等のことを目的とする結社の如し

【主幹者】

シユカンシヤ

幹部、領袖、主宰者といふに同じ

【秘密結社】

ヒミツケツシヤ

目的、規則、社員の氏名住所又は其存在することを取締官廳に對し秘密にする結社をいふ

【現役】

ゲンエキ

現在役務に服するものと定められたる兵役をいふ。入營中のものと歸休兵との二種がある、陸軍は原則として二年

【多衆團結】

タシユウダングツ

多數の人が或共同の目的の爲めに團體を作るをいふ

【召集中】

シヨウシユウチュウ

戰時事變に際し召し出されて軍務に服しつゝある間をいふ

【政黨】

セイトウ

政治上の意見及主義を同うする者同志が集合したるものをいふ

【神官】

シンカン

神社の官職に在る者、祭主、大宮司、小宮司、禰宜、權禰宜、宮掌等

【羈束】

キソク

自由其他のことをしぼること、拘束すること

【僧侶】

ソウリョ

お寺の坊さん

【諸宗ノ教師】

シヨシユウノキョウシ

各宗教の教師、教會の傳導師の如し

【公權剝奪】 コウケンハクダツ

六年以上の懲役又は禁錮の刑罰に處せられて選舉權、被選舉權、官公吏となるの資格等を失ふをいふ(刑法施行法三四條參照)

【發言表決】 ハツゲンヒョウケツ

意見を發表陳述するを發言といひ議決に加はるを表決といふ

【尋問】 シユンモン

たづね問ふこと

第二款 集會警務全書四〇頁

【講談論議】 コウダンロンギ

口舌を以つて談話や議論、演說等を爲すをいふ

【群集】 グンシユウ

偶然多數の人が一定の場所に集會してゐる

をいふ

【政談集會】 セイダンシユウカイ

國や地方團體の政治の善惡、政策の當否其他の政事を論議する集會をいふ

【屋内集會】 オクナイシユウカイ

家屋内に於て開く集會、會衆の大多數が家屋内に在る集會

【屋外集會】 オクガイシユウカイ

家屋外例へば公園等に於て開く集會

【煽動】 センドウ

おだてる、けしかける

【激昂】 ゲキコウ

非常におこること

【騷擾】 ソウジョウ

さはぎたてること

【發起人】 ホツキニン

事を企てた人

【選舉權者】 センキョケンシヤ

議員を選舉投票する資格を有つてゐる人

【被選舉權者】 ヒセンキョケンシヤ

議員に選舉せられる資格を有つてゐる人

【投票】 トウヒョウ

選舉を行ふ方法で投票用紙に候補者の姓名を書いて投票函に入れるをいふ

【臨監】 リンカン

集會の現場に出張して監視することをいふ

【豫審】 ヨシン

檢事より起訴せられたる事件を一應取調べて公判手續を開く價值があるか否かを決する手續をいふ

【傍聽禁止】 ホウチヨウキンシ

公判廷に於ける取調を一般公衆の人に見せ

ることを止め係官及關係人のみ存在して取調を行ふことをいふ

【刑事被告人】 ケイシヒコクニン

檢事から起訴せられた犯罪嫌疑者

【陷害】 カンガイ

猥りに被告人の悪口をいつてこれをおとし入れること

【喧擾】 ケンジョウ

やかましくみだれること

【狂暴】 キョウボウ

あばれること

【戎器】 シユウキ

性質上人を殺傷する力ある器物をいふ。銃砲刀劍の如し

【兇器】 キョウキ

用法に依り人を殺傷するに足る力ある器物

をいふ。斧、庖丁の類

### 第三款 其ノ他ノ治安警察法ノ規定

警務全書四二頁

【祭葬】 サイツウ

各種のお祭り、葬式等をいふ

【講社】 コウシヤ

身延、金比羅、成田等の信仰者が講即ち團體をつくるをいふ

【學生】 ガクセイ

大學の學生をいふ。生徒即ち中等學校（高等學校）以下の生徒に對する語

【體育運動】 タイイクウンドウ

行軍、ランニング等をいふ

【示威運動】 シイウンドウ

或目的を達する手段として其目的の貫徹を期する爲め威勢を示す運動をいふ

【群衆心理】 クンシユウシンリ

多數の人が集まると各個人の意思の外に群衆を頼みこれに支配せられて生じて來る考へが群衆全體に起つて來る此考へを群衆心理といふ。例へば一人一人ではおとなしくしてゐるが多數集まつて群衆を成すと其勢に乗じて暴動をヤレ／＼といふ様な考へが全體に起つて來るが如し

【脅迫】 キョウハク

害惡を加ふべきことを告知しておどかすことをいふ

【揭示】 ケイジ

文書圖畫をかがけしめすこと。何事かを書いた紙を道路に面したる塀に貼り付けるが如し

【放吟】 ホウギン

大聲で詩や歌を唱ふこと

【廣告物】 コウコクブツ

商品の販賣や雇人入用の旨等を廣告する刷物の如きをいふ。引き札貼り札の如し

【勞務者】 ロウムシヤ

他人に雇はれて勞働に従事する者

【紛議】 フンギ

ゴタ／＼の争ひ

【同盟罷業】 ドウメイヒギョウ

勞働者一同が使用主を困らす爲一致團結して一時に勞務を止めて仕舞ふをいふ。勞働爭議の手段として用ゆる、ストライキ

【同盟解雇】 ドウメイカイコ

勞務者を困まらせる爲多數の使用主が共同して同時に同數の勞働者を解雇して仕舞

ふことをいふ。勞資爭議の手段として用ひらる

【公然誹毀】 コウゼンロキ

不定多數の人に知れる状態に於て他人の名譽を毀損すること

【誘惑】 ユウワク

いざなひまどわす

【煽動】 センドウ

おだてあげること

### 第三節 公安ヲ害スル虞ア

ル人ニ對スル警察

警務全書四五頁

#### 第一款 不良少年

【感化法】 カンカホウ

不良少年の感化に關して定められたる法律



(明治三十三年法律第三七號)

【國立感化院令】 コクリツカンカイニン

國立感化院に關する勅令

第二款 乞丐浮浪人

警務全書四六頁

【乞丐】 コツジキ

通行人又は戸毎に就いて憐みを乞ひて生活の資料即ち金品を受くる行爲をいふ

【惠與】 ケイヨ

めぐみあたへる

【浮浪人】 フロウニン

一定の住居も生業もなく所々をプラトウろ付き廻る者をいふ

【生業】 セイギヨウ

正しい一定の仕事、業務をいふ

第三款 精神病患者

【監護義務者】 カンゴギムシヤ

精神病患者を看護療養すべき義務を法律上課せられたる者。本人の配偶者、親権者、後見人等

【假監置】 カリカンチ

事情切迫してゐる爲め官廳の許可を受けないて一時精神病患者の身體の自由を拘束するをいふ

【私宅監置室】 シタクカンチシツ

看護義務者の私宅内に於て精神病患者を入れて置く室

【檢診】 ケンシン

精神病患者の行動の状況を見たり其身體を診察すること

第四款 外國人警務全書四八頁

【國籍】 コクセキ

人が或國の人民として其國に所屬してゐる關係をいふ

【無籍人】 ムセキシ

何れの國の人民にも屬してゐない人

【旅券】 リヨケン

旅行免狀をいふ。外國旅行をする者に付其國の官廳が自國人であるといふことを證明する證書をいふ

【條約國】 シヨウヤクコク

我國と通商航海の條約を取り結んでゐる國

【仲仕】 ナカシ

湖川港灣に於て木材等の運搬に従事するを業とする者

【居留地】 キヨリユウチ

【雜居地】 ザツキヨチ

條約又は慣例に依り外國人の貿易及居住の爲開放せられたる市街地又は港の一劃で條約國民が其土地を租借して永久居住を爲すことの出来る土地をいふ

第四節 危險物警察

警務全書四八頁

第一款 銃砲火藥類

【銃砲】 シユウポウ

大砲、鐵砲、短銃の類をいふ

【軍用銃砲】 ケンヨウシユウポウ

陸軍大臣の指定したるもの及千米突以上有效に着弾すべき銃砲で陸海軍の用に供し得べきものをいふ

【火工品】 カコウヒン

薬筒・薬包、水雷、雷管、爆管、導火線、煙火等（銃砲火薬類取締法施行規則第二條第三號參照）

【爆薬】 バクヤク

爆發力を有する薬物。銃砲火薬類取締法施行規則第二條第二號に列擧す

【變形修理】 ヘンケイシユウリ

加工して形を變へたり、實質に加工して役に立つ物に作り上げるをいふ例へば火薬の粒を粉末にするは變形、水分を含むだ火薬を乾燥するは修理である

【詮衡】 センコウ

人の能力技能を認定するをいふ

【授受】 シュジュ

受渡したり受取つたりすること

【火薬庫】 カヤクコ

火薬類を安全に貯蔵して置く倉庫

【公賣】 コウバイ

官廳が一般公衆に賣出し其最高價の申出人に賣渡すをいふ

【競賣】 キョウバイ

執達吏が一般公衆に賣出し其最高價の申出人に競落するをいふ

【鑛物ノ試掘】 コウブツノシクツ

金銀銅鐵等の鑛物の在るものと思はれる場所を試みに掘つて見ることに。試掘期間は二ヶ年である

【採掘】 サイクツ

試掘の結果鑛物の多量に存在してゐるとき官廳に願出て、鑛區を定め其鑛物を掘り出すをいふ

【拳銃】 ケンジュウ

ピストル

【仕込銃】 シコミジュウ

ステツキの類に仕込んである銃。外見上、銃とは見えないで其實銃であるものをいふ

【物件破砕】 ブツケンハサイ

トンネルをこしらへる爲めに岩石をこわすとか、建物を取除く爲めこれをこわすが如きことをいふ

【貯藏所】 チョウザウシヨ

火薬庫、倉庫及假貯藏所をいふ

【倉庫】 ソウコ

火薬類の販賣業者が小賣用の火薬類の小量を貯藏する設備をいふ

【假貯藏所】 カリチョウザウシヨ

土工其他一時の事業に必要な火薬類を其

工事中臨時貯藏する爲めに設けられたる箇所をいふ

【緩燃導火線】 カンネンドウカセン

燃え進むことがのろい導火線をいふ

【烟火】 エンカ

はなび

【雷管】 ライカン

銃砲を發射するとき火薬に火を起さしむるもの

【藥莢】 ヤツキヨウ

銃砲の火薬を入れて包んだもの。發射するときに裝填する、發射したる後は筈のみが残るのである

【變裝】 ヘンソウ

火薬類では無い様に裝ふこと

【假裝】 カソウ

恰も火薬類では無い他の物の様にゴマかし装ふこと

【託送】 タクソウ  
他人に委託して運搬すること

【遊離酸試験】 ユウリサンシケン  
青色リトマス試験紙を硝子瓶中の火薬類の上方に置いて瓶口を密栓し試験紙が赤色に變ぜるか否かを試験する方法（赤色に變じたるときは不良品）

【耐熱試験】 タイネツシケン  
八分以上一定の方法に依り熱に耐へ得るか否かの試験（施行細則四六條）

【加熱試験】 カネツシケン  
攝氏七五度乃至八五度の熱を四十八時間加へて赤色瓦斯を發生するか否か量が著しく減るか否かを試験する方法（施行細則四七條ノ三）

【爆發物】 バクハツブツ  
火薬類であると否とを問はず爆發すべき性質を有する一切の物件をいふ

【假領置】 カリリヨウチ  
官廳が一時私人所持の物件を預り取つて保管し置くこと

### 第五款 電氣

【軌道】 キドウ  
電車等のすべり行く道。道路に敷設せらる（軌道法参照）

【設計書】 セツケイシヨ  
工事の施行を明細に記載したる計畫書をいふ

【電氣工作物】 デンキコウサクブツ  
電氣事業の爲めに設けられたる建物、電線、電柱、發電機、變電機其他各種の物件をいふ

【伐除移植】 バツツヨイシヨク  
植つてゐる竹木を伐り倒したり又はこれを他の場所に植ゑかへること

【放流】 ホウリュウ  
瓦斯體を空中に放つて無くすること

【燃燒】 ネンシヨウ  
もやし無くすること

### 第二款 煙 火 警務全書五二頁

【玩具用】 ガンケヨウ  
おもちゃとして用ゆるもの

### 第三款 爆發質物品

警務全書五三頁

【爆發質物品】 バクハツシツブツピン  
火薬類で無くして爆發すべき性質を有つてゐる物品

【携帯禁止】 ケイタイキンシ  
持つて歩くことを禁ずること

### 第四款 爆發物取締

【電壓】 デンアツ  
電動力のこと。二つの導體上に於ける電位の差

【電流】 デンリユウ  
電氣が其導線を傳はつて通ずることをいふ

【特別高壓電線路】 トクベツコウアツ  
三千五百「ヴォルト」を超ゆる電壓の通じてゐる線路をいふ

【標識】 ヒヨウシキ  
高壓線であつて非常に危険なものであることを知らしめるめじるし

【強電流】 キョウデンリユウ  
強い電流

第五節 遺失物漂流物等ニ

關スル警察

警務全書五五頁

【遺失物】 イシツブツ

他人から奪はれたのではなく偶然所持を失つた物

【物件回復】 アツケンカイフク

遺失物の所有者等が其物を取り返すこと

【管守者】 カンシユシヤ

其場所を看守してゐる人、預つてゐる人

【報勞金】 ホウロウキン

遺失物を拾つて届出て又は返還して呉れたる行為に對する禮金

【公法人】 コウホウジン

政治團體として權力を有する者。國家、府縣、市町村、公共組合の如し

【權利拋棄】 ケンリホウキ

權利者が任意に其權利をすてて權利を消滅せしむるをいふ

【拾得者】 シユウトクシヤ

遺失物をひろつた者

【占有者】 センユウシヤ

事實上物を支配してゐる者

【置去品】 オキザリヒン

盜賊犯人等が現場又は其他の場所に置いて行つた物をいふ

【公訴權消滅】 コウソケンシヨウメツ

檢事が裁判所に對し犯罪事件を審理裁判して貰ひ度いと請求する權利が無くなること

【逸走ノ家畜】 イツソウノカチク

飼主の所を逃げ出した牛馬犬猫鳥の如きをいふ

【埋藏物】 マイソウブツ

他の物の中に藏れてゐて容易に外部から目撃し難き所有者不明の物

【考古ノ資料】 コウコノシリョウ

古い歴史の參考となるべき材料

【漂流物】 ヒヨウリユウブツ

所有者の占有を離れて河川湖海等に漂流する動産をいふ

【沈没品】 チンボツヒン

所有者の手許を離れて水底に沈着せる動産

【疏明】 ソメイ

いひわけ。一應自分の權利であることを係官に信用せしむるに適當なる作用をいふ

第六節 非常保安警察

警務全書五七頁

【戒嚴】 カイゲン

戰時又は事變に際し一地方を軍隊の力を以て警戒するをいふ

【兵營】 ヘイエイ

陸海軍の營舎をいふ例へば聯隊の建物の如し

【要塞】 ヨウサイ

軍事的の防禦工事を施したる建設物で國防上必要なる地點に設けらる

【包圍】 ホウイ

敵軍からとりかこまれること

【鎮壓】 チンアツ

とりしづめること

【杜絶】 トセツ

全然絶えること

【臨戰地境】 リンセンチキヨウ

戰時又は事變に際し警戒すべき地域をいふ

【合圍地境】ゴウイチキョウ

戦時又は事變に際し敵の合圍又は砲撃を受くる地域で警戒を要すべきものと指定せられた地域

【變亂終熄】ヘンランシユウソク

戦争其他の事變が全く済むだこと

第二章 風俗警察 警務全書五八頁

【品性】ヒンセイ

品格、性質といふこと

【放蕩淫逸】ホウトウインイツ

日夜酒色にふけつて生業を顧みず遊び廻はつてゐること

【不徳背倫】フトクハイリン

道徳に背き倫理を紊ること

【防遏】ホウアツ

ふせぎ止めること

【廓清】カクセイ

宿弊を除くこと

第一節 賣笑婦 警務全書五九頁

【賣笑婦】バイシヨウフ

金品の代價を得て不特定の男子と交接する婦女をいふ

【娼妓】シヨウギ

官廳の許可を得一定の取締の下に賣淫を業とする婦女

【風紀】フウキ

風俗紀律といふこと

【花柳病】カリエウビョウ

性病ともいふ、梅毒、淋病、軟性下疳の三種の疾病をいふ。男女生殖器の病氣で悪性にして傳染力の激しいもの

【墮落沈淪】ダラクチンリン

身もちくずして落ちぶれること

【貸座敷】カシザシキ

娼妓が其稼業を爲す場所(部屋)の設備一切をいふ

【房屋給與】ホウオクキユウヨ

部屋を貸し與へること

【媒合】バイゴウ

密賣淫のとりもちをすること

【容止】ヨウシ

藝妓等の私娼が待合等に於て密賣淫をすることを知つてゐる其待合の主人がこれを認容する行爲

第二節 廣告物形像等

警務全書六〇頁

【風致】フウチ

おもむき、ありさま

【店舗】テンボ

店、商人の營業場所

【形像】ケイゾウ

かたち、ありさま

【碑表】ヒヒョウ

故人の事蹟等をしるしたてたる石の類をいふ

【墓標】ホヒョウ

「何某の墓」「何々院何々居士」としるしたる墓のたて石、たて木等をいふ

【法號】ホウゴウ

「何々院何々居士」「何々院何々童子」といふが如き法名のこと

第三節 風俗ヲ害スル虞

ル行爲 警務全書六一頁

【射倖行爲】 シヤコウコウイ

萬一の幸を頼みにする行爲

【懸賞】 ケンシヨウ

或一定の行爲を爲したる者には斯々の賞金を與ふるといふもの

【富籤】 トミクシ

抽籤して當籤したる者には一定の金品を與へる約束で多數人より金品をあつめる手段として作成せられたる札をいふ

【男女混浴】 ダンシヨコンヨク

一ツの浴場(浴槽)に男女まじつて入浴すること

【刺文】 シブン

いれずみ。身體の皮膚の一部を針を以て破り其の所に墨朱の類を注入したるもの

【動物虐待】 ドウブツギヤクタイ

牛馬其他の動物をむごく取扱ふこと

【袒裼】 タンセキ

衣服の上半を脱いで膚を現はすをいふ

【裸體】 ラダイ

全く衣服をまとはないで膚を現はすをいふ

【醜態】 シユウタイ

みにくい状態

【尿尿】 シニョウ

大小便

第四節 風俗上ノ取締ヲ要スル營業及興行

警務全書六二頁

【料理店】 リョウリテン

日本食、洋食、支那食、酒等を飲食せしめて代金を貰ふ營業を爲す店

【待合茶屋】 マチアイチャヤ

今日では藝妓を呼んで遊興をする場屋をいふ

【貸席】 カシセキ

或行爲を爲す爲め人の來集する場屋を賃貸する商賣又は其場屋をいふ。宴會、相談會、演說會等の場屋に供するもの、寄席の如し

【映畫】 エイガ

活動寫眞のフィルム

第三章 交通警察 警務全書六二頁

【通信】 ツウシン

郵便電信等の機關を以て意思を送達すること

【運輸】 ウンユ

甲の場所から乙の場所に人又は或物を運ぶこと

第一節 陸上交通警察

【道路警察】 ドウロケイサツ

道路に於ける通行の安全を期し道路上に於て公安風俗衛生を害するが如き行爲の行はるるを防ぐ警察作用

【交通妨害】 コウツウボウガイ

人、車馬等の通行するを妨げること

【喧噪】 ケンソウ

ガヤ／＼さわぐこと

【横臥】 オウガ

道ばたに横だをれになつてれてゐること

【泥酔】 デイスイ

よつばらひ

【徘徊】 ハイカイ

アラ／＼うろつくこと

【舟筏】 シユウバツ

ふれやいかだ

【山車】 サンシャ

だし。祭禮のときに種々にかざりたててひき出すやたい

【踊舞臺】 ヨウブタイ

おどりやたい

【道路壅塞】 ドウロヨウソク

みちをふさいで仕舞ふこと

【避讓】 ヒジヨウ

通行の衝突を避くる爲めお互に避け道を讓ることといふ

【雜沓制止】 ザツトウセイシ

道路の通行人多數にして非常に雜沓してゐる際、雜沓を緩和することといふ

【制札】 セイサツ

通行禁止のたて札。禁制の箇條を記して路傍などに建てる札

【道路管理權】

ドウロカンリケン  
道路を保存し修理して公衆の使用に供する權能をいふ

第二節 水上交通警察

警務全書六四頁

【船舶】 センバク

汽船帆船等をいふ

【端舟】 タンシユウ

小さい舟、ボートの類

【船籍港】 センセキコウ

船の籍のある港。船は恰も人の様に其籍をどこかの港に定めて遞信局等に届出を爲さねばならない

【積量ノ測度】 セキリヨウノソクド

船舶の噸數、構造等を測定し公認する行爲をいふ

【管海官廳】

カンカイカンチヨウ

船舶、船員、航路等海事行政を掌る地方官廳をいふ。遞信省の下に立つ遞信局及其出張所である

【海難】 カイナン

航海に關聯して存在する危険をいふ。暴風雨海嘯の如し

【航路定限】

コウロテイゲン

船舶の航路を何港から何港までと定むること

【汽壓制限】

キアツセイゲン

船舶の壓力即ち吃水の度合の制限

【海技免狀】

カイギメンシヨウ

船舶運行に關する技術を見ることを證する公の書面。船長、機關士、運轉士等の免狀である

【船員手帖】

センインテチヨウ

船員(即ち船長及海員)の職務に關する經歷を管海官廳に於て記入する公文書をいふ

【海員審判所】

カイインシンバンシヨ

船員の懲戒裁判の事務を掌る官署

【水先人】

ミツサキニン

船舶の航行を安全にする爲め水路を嚮導することと業とする者をいふ

【嚮導】

キヨウドウ

船舶の向ふ所をおしへみちびくこと

第三節 外國旅行ニ關スル

警察 警務全書六七頁

【移民】

イミン

勞働に従事する目的で支那以外の外國に渡航する者及これと同行し若は其者の所在地へ赴く其家族をいふ

【渡航】 トコウ  
外國に行くこと

【移民取扱人】 イミントリアツカイニン  
移民を募集し又は其渡航を周旋するを業とする者

【搭載】 トウサイ  
船に乗せること

【周旋業】 シユウセンギョウ  
移民乗船のとりもち世話をするこの業務

【在留禁止】 ザイリユウキンシ  
支那に在留する日本人で一定の行動あるとき支那に住居することを禁ずるをいふ

### 第四章 産業警察 警務全書六八頁

#### 第一節 營業警察

【原始産業】 ゲンシサンギョウ

農業、林業、漁業、鑛業、水産業等をいふ

【學識技能】 ガクシキギノウ

學問上の知識や技術

【營利的行爲】 エイリテキコウイ

利を營む行爲。即ち収入の源とする目的を以てする或繼續的の行爲をいふ

#### 第一款 質屋及古物商

警務全書六九頁

【質屋】 シチヤ

動産を質に取つて金貸しをするを營業とする者

【質契約】 シチケイヤク

質權を設定する契約。金銭貸借に附帶して質入質取を約する契約

【動産ノ擔保】 ドウサンノタンボ

借金のひきあてとして動産を質入れするが

如きをいふ

【品觸】 シナブレ

警察官署より斯々の品物を質に取つたときは直ぐ申告せよとの命を受けたるもの

【官沒】 カンボツ

官廳が沒收すること。即ち國の所有として仕舞ふこと

【流質期限】 リユウシチキゲン

質流れとなる期間

【質札】 シチフダ

質權を設定したる品物及借金の元金利息、流質期限等を記載したる札。質屋が發行して質入主に渡すもの

【古物商】 コブツシヨウ

主として一度使用したる物品若は其物品に幾分の手入れを爲したる物を賣買交換するを業とする者をいふ

【露店】 ロテン

道ばた、公園等にて開く店

【糶賣】 セリワリ

買手をして値段を付けしめ其最高價の申出人に賣渡す賣買方法をいふ

#### 第二款 無盡業及有價證

##### 券割賦販賣業

警務全書七一頁

【無盡業】 ムジンギョウ

一定の口數と給付金額を定め定期に掛金を拂込ましめ一口毎に抽籤又は入札等の方法に依り掛金者に金銭の支拂を爲し手数料又は利息を收得する營業をいふ

【給付金額】 キユウフキンガク

無盡に當つた者に支拂ふ金額をいふ

【抽籤】 チユウセン



くちを引くこと

【入札】 ニユウサツ

掛金者より各任意の金額を申出させ、其最高金額を申出でたる者に給付金額を支拂ふ方法をいふ

【商號】 ショウゴウ

商人が信用の目標として營業上自己を表彰する名稱をいふ

【故舊】 コキユウ

ふるくからの知り合ひ

【頼母子講】 タノモシコウ

親族知己の者共が集まつて定期に一定の掛金をして其金を以て入用する者に貸渡してやる一種の組合

【有價證券割賦販賣】

ユウカシヨウケ  
ンロツプハンバ  
イ  
代金を分割して數回に受入れ公債社債其他

の有價證券の給付を爲すをいふ

【契約約款】 ケイヤクヤツカン

契約の規定。個々各場合の契約の模範（標準）となるべき契約の條項をいふ

【準備金】 シュンビキン

毎回取り立てたる金額の幾分かを積立てて有價證券を給付するの準備に充つる金をいふ

### 第三款 銀行及貯蓄銀行

警務全書七二頁

【銀行】 ギンコウ

公に開きたる店舗に於て營業として手形の割引、爲替、諸預り及貸付等を併せ爲すもの

【爲替事業】 カワセシギヨウ

爲替とは現金を甲地より乙地へ送る方法として爲替手形を用ゆるをいふ。爲替事業は

を一般公衆から借入るる爲め發行する證券（借用證券）をいふ

【地方債證券】 チホウサイシヨウケン

何府縣の公債、何市町村の公債の證券の如きをいふ

【供託所】 キヨウタクシヨ

供託法に依り供託事務を取扱ふ官廳をいふ。裁判所に附屬せらるる供託局はこれである

### 第四款 保險業 警務全書七三頁

【保險業】 ホケンギヨウ

公衆に對し保險者として保險の引受を爲すを營業とするものをいふ

【保險契約】 ホケンケイヤク

當事者の一方が人の生活的利益の缺損に對しこれが補償を爲すの目的を以て損害の填補又は一定の金額を支拂ふことを約し相手

銀行が送金者より金を受取り其爲替手形の支拂を引受けこれを送金者から受取人に宛て送付し受取人は其地の銀行に手形を差出して現金を受取るのである

【貸借對照表】

タイシヤク  
タイシヨウヒ  
ヨウ

財産目錄の摘要とも稱すべきもので資産と債務の項を掲げて損益の計算を一目瞭然にする書面をいふ

【貯蓄銀行】 チヨチクギンコウ

貯蓄銀行條令に依り複利の方法を以て公衆の爲めに預金の事業を營む銀行をいふ

【複利ノ方法】 フクリノホウホウ

民法に定むる重利のことをいふ。既に生じたる利息に又利息を附する方法である

【國債證券】 コクサイシヨウシヨ

五分利附國債の證券の如く國が必要の資金

方がこれに報酬即ち保険料を支拂ふことを約する契約をいふ

【損害保険】 ソンガイホケン

家屋動産の火災其他一定の事故によつて生ずることあるべき財産的損害を填補する保険をいふ(商法三八四條以下)

【生命保険】 セイメイホケン

人の死亡又は一定の期間生存するとき一定の金額を保險會社が支拂ふ保險をいふ(商法四二七條以下)

【相互會社】 ソウゴカイシヤ

多數の社員が一團となつてお互に保險者ともなり又被保險者ともなる會社をいふ。社員相互の保險を目的とする一種の社團法人で商法上の會社ではない

第五款 取引所 警務全書七四頁

【取引所】 トリヒキシヨ

多數の商人が一定の日時に集まつて株券、米穀其他の商品を賣買取引し且公定相場を作る場所をいふ。法人である

【代替性】 ダイタイセイ

取引をする際物の個性に着眼しないで其種類品質數量に重きを置いて取引せらるる性質をいふ

【公定相場】 コウテイソウバ

取引所に於て定まつた値段

【家資分散者】 カシブンサンシヤ

非商人であつて破産(身代限り)の處分を受けたる者。昔行はれたる家資分散法に依つて今の破産宣告の如き處分を受けたる者をいふ

【破産者】 ハサンシヤ

破産法の定むる所に依つて裁判所より破産

宣告を受けたる者

【直取引】 シキトリヒキ

賣買契約の日又は其後二日以内に現品の受渡を爲すべき取引

【延取引】 ノベトリヒキ

三日以上百五十日以内に於て當事者の定めたる期日(例へば百日目)に現品を受渡すべき賣買契約をいふ

【定期取引】 テイキトリヒキ

三ヶ月以内に於て其取引所の限月に受渡すべき賣買取引をいふ。限月とは契約當月に履行すべき當限、翌月を履行期とする中限、翌々月を履行期とする先物のことをいふ

【仲買人】 ナカガイニ

政府の免許を受け取引所に一定の保證金を納めて取引所に於て取引を爲すことを得る資格ある者をいふ

第六款 度量衡器ニ關ス

ル警察 警務全書七五頁

【度量衡器】 ドリョウコウキ

度量衡法に依り製作し國家の公證を得て物の長さ(度)容積(量)及重さ(衡)を計る所の器具をいふ

【檢定證印】 ケンテイシヨウイン

商工大臣又は地方長官が度量衡器の檢定済であることを證する印

【修覆】 シユウフク

度量衡器のいたんだもの(くるいの甚だしなもの)をとりつくるつて完全なものにする

【公差】 コウサ

原器と比べて法律の認むる範圍内のくるいをいふ

【差狂】 サキヨウ

原器に比べてくるいのあること

第七款 家畜市場及牛馬

商 警務全書七六頁

【家畜市場】 カチクシツヨウ

公衆に販賣する爲めに生産者又は販賣者をして一定の時、場所に家畜(牛馬羊豚)を出陳せしめ賣買交換を行ふ市場をいふ

【免許鑑札】 メンキョカンサツ

牛馬商を許可したることを證するもの。地方長官が許可を得たる者に交付する

第八款 案内業 警務全書七七頁

【案内業】 アンナイギョウ

外國人に對し通譯に依り觀光旅行其他の案内を爲すを業とするもの

【通譯】 ツウヤク

茲ては外國語を日本語に直ほし譯するをいふ

【徽章】 キシヨウ

公認せられたる案内業であることを示すきしよ

第九款 其ノ他ノ營業ニ

關スル警察

【雇人口入業】

ヤトヒニンクチイレギヨウ

他人に雇はれ度き希望者の依頼を受けて其周旋世話を爲す營業をいふ

【代書人】 ダイシヨニン

他人の依頼を受けて諸届書其他の書類を代筆して手数料を貰ふことを業とする者をいふ

第二節 原始産業ニ關スル

警察 警務全書七八頁

第一款 農業ニ關スル警察

【害虫驅除】 ガイチユククツヨ

農作物を害する蟲類が田畑に發生したるときこれをとり除くことをいふ

【容器】 ヨウキ

いれもの

【包裝】 ホウソウ

植物を包むに用いたもの

【病菌】 ビョウキン

植物の疾病の源となる菌類をいふ

【移入】 イニユウ

我殖民地より内地に物品を送り入ること

【保證票】 ホシヨウヒヨウ

肥料の名稱、主成分量、營業者の氏名等を記載したる紙板の類にて其肥料の外部又は容器に添附するもの

【行商鑑札】 ギョウシヨウカンサツ

肥料の行商を爲すことを許可するといふ地方長官の證明書

第二款 産業ニ關スル警

察 警務全書七九頁

【獣疫】 シユウエキ

牛馬羊豚等の獸類の病氣殊に傳染病

【鎖鋼】 サコ

くさりて獸類をつないで置くこと

【牛疫】 ギユウエキ

牛の病氣、殊に傳染病

【免疫血清豫防】 メンエキケツセイヨボウ

傳染病に罹らない様な又罹つても極く軽い程度に止まる様な效能を現はす特殊の血清を注射したり豫防疫液を注射したりするをいふ

【畜牛結核】 チクギユウケツカク 家畜とせらるる牛の結核病をいふ

【馬匹ノ去勢】 バヒツノキョセイ 牡馬の睪丸を抜き取るをいふ

【烙印】 ラクイン ヤキばん

第三款 蠶絲業ニ關スル

警察 警務全書八〇頁

【蠶病】 サンビョウ 蠶の傳染病をいふ

【蠶兒】 サンジ

現在誰れの所有にも屬せざる物

【先占】 センセン 無主物を所有する意思を以て占有を始むるをいふ

【狩獵鳥獸】 シユリヨウチヨウシユウ 狩りとりも差支ないとりやけもの

【網繩】 チシヨウ 鳥を捕る爲めに張るとりもちなは。流し網及張網繩

【撻鉤】 ケウコウ(ク) 高撻(タカハゴ)及千本撻かぎ。流し鉤

【罫】 ビン(ミン) わな。鶉、兔等を捕へる括りわな

【御獵場】 ゴリヨウバ 皇室御用の獵場

【禁獵區】 キンリヨウク

警察法大綱 第二編 各論 第四章 産業警察

【生繭】 ナママユ 繭のこしらへたままのまゆをいふ

第四款 森林ニ關スル警察

【荒蕪地】 コウブチ あれはてたる土地

【火入】 ホイレ 害虫を取り除き土地を肥やす等の目的にて雜草木を焼くこと

【害蟲蔓延】 ガイチユウマンエン 森林に害虫を生じそれが非常にひろがつてゆくこと

第五款 狩獵 警務全書八一頁

【無主物】 ムシユブツ 狩獵をすることを禁ぜられたる區域

【据銃】 スエツユウ 銃を或場所にするつておいて、或場合に自動的に發射する仕掛を爲したるもの

【陷穽】 カンセイ おとしあな

【蕃殖】 ハンシヨク 鳥獸を澤山にふやすこと

第六款 漁業 警務全書八二頁

【トロール漁業】 トロールギョギョウ トロール汽船が丈夫なる金網等を以て海底より根こそぎ、魚其他の水産物を獲る漁業

【捕鯨業】 ホゲイギョウ 鯨を捕獲する漁業

【遡河】 サツカ 海から河にさかのぼること

【臘虎臘肭獸】 ラッコオットセイ  
北海の寒き海岸に棲む海獸

第五章 衛生警察 警務全書八三頁

第一節 防疫警察

第一款 傳染病豫防

【轉歸】 テンキ

傳染病が全快すること又は患者が死亡すること

【隔離】 カクリ

へだて離すこと

【遺棄】 イキ

すててかへりみないこと

【病毒汚染】 ビョウドクオセン

傳染病の病菌の付いたよこれもの

【洗滌】 センシヨウ  
あらふこと

【焼却】 ショウキヤク  
焼きすてて仕舞ふこと

【檢疫】 ケンエキ  
傳染病患者又は傳染病菌の附着したる物件等の有無をしらべること

【檢疫委員】 ケンエキイイン  
檢疫の事務に従事する役人等

【病毒感染】 ビョウドクカンセン  
傳染病にかかること

【防疫】 ボウエキ  
傳染病を豫防すること

【死體檢案】 シタイケンアン  
死人の身體を檢査診斷すること

【供養】 クヨウ

故人の靈をなぐさめ祭ること、法事

【檻樓】 ランル

ぼろ、やぶれころも、つじれ

【媒介】 バイカイ

なかだち

【芥溜】 カイリュウ

ごみだめ

【廁園】 シセイ

かわや、便所

【漁撈游泳】 ギョロウユウエイ

漁類を捕獲することを漁撈といひ水泳をすることを游泳といふ

第二款 海港檢疫

全書八六頁

【碇泊】 テイハク  
船舶がとまること

【停船】 テイセン  
船舶の運行を止めること

【鼠族ノ驅除】 ソゾクノクシヨ  
鼠類をかり除くこと

第三款 種痘 警務全書八六頁

【痘瘡】 トウソウ  
ほうそうといふ病氣

【牛痘】 ギユウトウ  
牛にう糸付けたるほうそう

【臨時種痘】 リンシシユトウ  
ほうそうの流行する際豫防の爲め地方長官の命令に依り隨時に行ふ種痘をいふ

【定期種痘】 テイキシユトウ

出生より翌年六月に至るまでに一回、數年十歳のとき第二回を行ふもの

【善感】 センカン

種痘がよくついたことをいふ

【種痘證】 シユトウシヨウ

醫師が定期種痘を施しこれを檢證したる結果を記載したる書面で種痘義務者より市町村長に提出すべきものである

【痘瘡經過證】 トウソウケイカシヨウ

醫師が其診療したる痘瘡患者の全治したる場合に交付する書面

第四款 肺結核豫防

警務全書八七頁

【唾壺】 ダコ

たんつぼ

【唾痰】 ダタン

たんやつばのこと

【略出】 カクシユツ

はきだすこと

【轉地療養場】 テンチリヨウヨウシヨウ

肺病患者が轉地療養をする場所

第五款 癩豫防 警務全書八八頁

【轉歸】 テンキ

病氣が全快し又は病人の死亡したること

【患家】 カンカ

病人のある家。こゝでは癩病患者の家

【癩療養所】 ライリヨウヨウシヨ

癩病患者を收容して療養する所

第二節 醫療警察

警務全書八九頁

第一款 醫師產婆其ノ他醫

療ニ關スル行爲

【醫籍】 イセキ

醫師の免許を受けたる者の名簿。醫者の籍

【處方箋】 シヨホウセン

醫師が患者に飲ませる藥の調合のことを記載したる文書。藥劑師に交付すべきものである

【死産證書】 シサンシヨウシヨ

胎兒が死んで生れたことを證明する文書。

醫師これを作る

【診療簿】 シンリヨウボ

醫師が其治療したる患者の住所氏名病名療法等を記載したる帳簿

【諮問】 シモン

監督官廳より斯々の件はこれこれし度いと思ふが意見はどうかとのたづねを受けるをいふ

【建議】 ケンギ

斯々の事は斯々して貰ひ度いと案を具して監督官廳に懇願するをいふ

【妊婦】 ニンブ

妊娠してゐる婦女子

【産婦】 サンブ

お産をしたばかりの婦女子

【褥婦】 シヨクフ

お産後床に付いてゐる婦女子

【胎兒】 タイシ

母の體中(子宮内)に在つてまだ生れない子ども

【臍帶】 サイタイ

ほその緒

【灌腸】 カンチヨウ

腸を湯水又は藥水にてあらふことをいふ

【看護婦】 カンゴフ

公衆の需めに應じて傷病者又は褥婦の看護を業とする婦女をいふ

【鍼術灸術】 シンジュツキユウツユツ

はりをして身體の痛む所をなほす術を鍼術といひ、お灸に依りて痛む所を和はらぐる術を灸術といふ

【瀉血】 シヤケツ

血を出すこと

【烙鐵】 ラクテツ

やきがれ

第二款 藥品及藥品營業

警務全書九一頁

【醫療用藥品】 イリヨウヨウヤクヒン

疾病を治療するに用ゆる藥

【工業藥品】 コウギョウヤクヒン

諸種の工業に用ゆる藥

【阿片】 アヘン

ケシの果實から作るモルヒネを主成分とする麻酔劑

【藥局】 ヤツキヨク

日本藥局方に基く藥品を備へ置き藥劑を調合する場所的設備をいふ

【調劑錄】 チョウザイロク

藥劑を調合して或者に交付したる事項を記載する帳簿

【藥種商】 ヤクシュシヨウ

藥品の販賣を業とする者をいふ

【鎖鑰】 サヤク

かぎ

【指定藥品】 シテイヤクヒン

藥品營業及藥品取扱規則第三十八條の三に

よつて指定せられたる藥品

【賣藥】 バイヤク

醫師の指示を待たず自家療治の爲めに使用する爲め販賣せらるるもので或る種の一般疾病に對して作られたる處方に依り調劑せられたる藥品をいふ

【效能】 コウノウ

疾病治療のききめ

【猥褻】 ワイセツ

淫慾を起さしめ人にはづかしいといふ感情又は背倫の感念を抱かしむるもの

【避妊】 ヒニン

交接をしても妊娠することを人爲的に避くるをいふ

【暗示】 アンシ

ほのめかす、それとなく示し教ふる

【虚偽誇大】 キョギョダイ

大法螺を吹くこと

【誹謗】 ヒボウ

醫師の治療方法はダメであるといった様にけなすこと

【墮胎】 ダタイ

自然の分娩期に先ち人工を以て子宮内の子どもを母體外に出して仕舞ふこと

第三款 一般衛生警察

警務全書九四頁

【收去】 シユウキヨ

とり去ること

【人工甘味質】 シンコウカンミシツ

サツカリンの如きもの

【防腐劑】 ホウフザイ

物の腐敗を防ぐもの

【鐵着】 ロウチヤク

金屬を接合するをいふ

【鍍布】 トフ

ぬること

【砒素】 ヒソ

灰白色の金屬性光澤を有する脆いもの（非金屬）。熱すれば一種の臭氣を放つて空氣中に上げて仕舞ふ有毒のもので醫藥品となる

【珫瑯質】 ホウロウシツ

石灰的性質のもの

【釉藥】 ユウヤク

灰汁に石灰の粉末を混じたるもの。陶器のうはぐすりに用ゆ

【哺乳器具】 ホニユウキグ

乳兒に牛乳を飲ませる器具

【鍍金ノ剝脱】 トキンノハクダツ

めつきのはげたること

【比重脂肪量】 ヒジユウシホウリヨウ

攝氏十五度の蒸溜水との比重に於て一定の脂肪の重量があること

【色素】 シキソ

色のもと

【無色透明】 ムシヨクトウメイ

何の色もついてゐないですきとはつてゐること

【糖尿病】 トウニョウビョウ

腎臓より多量の葡萄糖を分泌する新陳代謝病

【禁忌】 キンキ

いみきらふ。病氣の害になること。患者の避くべきこと

【淨水汚穢】 ショウスイオワイ

きれいな水をよこすこと

【覆蓋】 フクガイ

おほい、ふた

【屠場】 トシヨウ

牛馬羊豚をつぶす所

【自家用】 シカヨウ

自分のうちでもちふるもの

【切迫屠殺】 セツパクトサツ

危害豫防其他の緊急の必要に迫られて牛馬羊豚を締殺すること

【喫煙】 キツエン

たばこをのむこと

【認許證】 ニンキヨシヨウ

埋葬又は火葬を許可するといふ市町村長の書面

【改葬】 カイソウ

一旦墓場へ埋めたる遺骨死體等を他の場所に埋めかへること

【假死者】 カシシヤ

一時呼吸が止まつた丈けて本當に死んでゐない者

【擬裝】 ギソウ

他の物と紛はしい様に装ふこと

【溝渠】 コウキョ

みぞ

【排泄】 ハイセツ

汚水をはかせる

【原動機】 ゲンドウキ

物體又は器械を電氣、蒸氣等の動力を以て動かす機械



【企業者】 キギヨウシヤ  
事業主

【深夜作業】 シンヤサギヨウ  
夜遅く仕事をすること

【動力傳導装置】 ドウリヨクデンドウソ  
ウチ  
電力の如きを或場所までひつばつて來る設  
備

【調帶】 チョウタイ  
動力を器械にかけるに用ふる皮革等の帶

【調索】 チョウサク  
動力を器械にかけるに用ふるひも

【不具廢疾】 フケハイシツ  
かたわて身體が役にたたないこと

【扶助料】 フシヨリヨウ  
生活費等をたすける金

【徒弟】 トテイ  
てし。一定の職業に必要な知識技能を習  
ひおぼえる目的で雇はれる者

### 法學通論

#### 緒言

警務全書一頁  
警察教科書一頁

【社會創造】 シヤカイソウゾウ  
社會といふ人の共同生活を營む團體を始め  
てこしらへること

【元始時代】 ゲンシツダイ  
人類が始めて地球に生存する様になつた時  
代

【天產物】 テンサンブツ  
天然自然に存在する物て人の衣食住の用に  
供し得るものをいふ

【據住】 キヨシユウ  
根じろをかまへてすむこと

【地方的團體】 チホウテキダンダイ  
各地各地に生じたる人類の集り即ち團結を

法學通論 緒言

いふ

【酋長】 シユウチヨウ  
古の部落の長として其部落を支配してゐた  
者

【共同團體】 キヨウドウダンダイ  
同じ目的を有つてゐる多數人の集團をいふ

【首裁者】 シュサイシヤ  
酋長と同じ團體の中心勢力として其團體を  
支配する者

【命令】 メイレイ  
斯くせよ斯くすべからずといふいひつけ

【規律】 キリツ  
キチン／＼と順序のあることをいふ

【秩序】 チツシヨ  
キチンとしたる状態

三九七

【弱肉強食】 シヤクニクキヨウシヨク  
弱い者は強い者から壓倒せられ強い者が獨り我儘をすること

【國家團體】 コツカガンタイ  
國家といふ人類の團體をいふ。一定の人民と領土とを支配する權力の團體

【主權者】 シュケンシヤ  
國を統治する權力を有つてゐる者

【制限】 セイゲン  
おさへくぎりをするをいふ

【法律】 ホウリツ  
國家の法令をいふ。狭い意味の法律は議會の議決を経て制定せられたる法規をいふも茲ては法律命令の凡てを含むものである

【刑事法】 ケイジホウ  
犯罪を豫防鎮壓する爲めに犯人に刑罰を加

【承認】 シヨウニン  
斯々であるとか又はそれであるらしいと承諾すること

【行爲】 コウイ  
人の意思に基く身體の動靜

【規則】 キソク  
斯くすべし斯くすべからず斯くすることを得といふおきて

【自然的法則】 シゼンテキホウソク  
實際の事實を説明する法則、實際上斯々であるといふ規則例へば數理上の法則、化學上の法則、物理上の法則、醫學上の法則の如し

【規範的法則】 キハンテキホウソク  
吾人の理性の上から斯々あらねばならぬといふ規則。法律道德宗教禮儀等の法則はこれである

法學通論 第一編 法律 第一章 法律ノ意義

ふること(刑法)及其手續を定めたる法(刑事訴訟法)をいふ

【民法】 ミンボウ  
日常に起る吾人相互の間の權利義務の關係を定めたる法律

【商法】 シヨウホウ  
商取引に付ての權利義務を定めたる法律

第一編 法律

警務全書二頁  
警察教科書二頁

第一章 法律ノ意義

【變遷】 ヘンセン  
うつりかはり

【國家的共同生活】 コツカテキキヨウ  
吾人が國家といふ團體を組織して生活をし

てゆくことをいふ

【意思】 イシ  
かんがへ、心に思ふこと

【感情】 カンシヨウ  
喜怒哀樂等の感じを起す精神作用

【正邪善惡】 セイジャセンアク  
正しいことよこしまなこと、よいこととわるいこと

【慣習法】 カンシユウホウ  
廣く一般に行はるる慣習が成文の法律と同じ様に一般に遵守せらるるとき其慣習が法となるものである

【成文法】 セイブンホウ  
文書に示されたる法律規則

【國內法】 コクナイホウ  
一國の國內に於ける關係を規定したる法。

國際法以外の法律は全部國內法である

【國際法】 コクサイホウ

國家と國家との間の權利義務の關係を定めたる法

【強制】 キヨウセイ

實力を以て履行を強ゆること

【限界】 ゲンカイ

定まつた範圍。これまでとかそれまでと限られたる範圍をいふ

【憲法】 ケンポウ

國の組織即ち國體のことと政體即政治を行ふ方法形式の大綱を定めたる法

【帝國議會】 テイコクギカイ

國の法律案豫算案を審議し其他行政を監視する職務を掌る國家機關。貴族院と衆議院から成る

【協賛】 キヨウサン

審議して可決すること

【裁可】 サイカ

天皇が議會の議決したる法律案又は豫算案を嘉納せらるゝをいふ

【勅令】 チョウレイ

天皇が議會の議決に依らず國務大臣の輔弼を以て單獨に發せらるゝ命令

【省令】 ショウレイ

各省大臣が其主管事務に付て發する命令

【律令】 リツレイ

臺灣總督が内地では法律を以て定むべき事務を單獨に定むる命令

第二章 法律ト道德宗教ト

關係 警務全書三頁 警察教科書四頁

第一節 法律ト道德トノ關係

【領域】 リョウイキ

領分といふこと

【扶養】 フヨウ

他人の生活費及教育費を支出すること

【扶助】 フジュ

生活等を助けること

【誤謬】 ゴビョウ

まちがひ

【要素】 ヨウソ

無くてはならない事項

【權利】 ケンリ

一定の利益を受くることを主張することの出来る法律上の力をいふ

【義務】 ギム

權利の反面で或ことを爲す責任の如く或不利益を甘んじて受けなければならぬ法律

上の拘束をいふ

第二節 法律ト宗教トノ關係

警務全書四頁 警察教科書四頁

【信仰】 シンコウ

神佛といふ絶對支配者のあることを確信して其れに依り頼むことを云ふ

【神意ノ表現】 シンイノヒョウゲン

神様の考へのあらはれをいふこと

【判定者】 ハンテイシヤ

よいか悪いか正しいか否かを見きはめる者

【至高至靈】 ショウウシレイ

一番尊い世の絶對の支配を爲す靈といふこと

第三章 法律ノ分類

警務全書四頁 警察教科書五頁

法學通論 第一編 法律

第二章

第三章

法律ト道德宗教トノ關係

四〇一

【成文法】 セイブンホウ

文書を以て表はされたる法令

【不文法】 フブンホウ

文書を以て現はされない法。慣習法の如し

【法典】 ホウテン

成文の法を一つにまとめて編纂したるもの

【慣習法】 カンシユウホウ

廣く一般に行はるる慣習で成文の法律と同じ様に一般に守らるるものをいふ

【公法】 コウホウ

國家と人民との間の統治の關係を定めたる法。憲法、刑法、行政法、訴訟法等

【權力主體】 ケンリヨクシユタイ

國を治むる最高獨立の權力のもちぬし。國家である

【私法】 シホウ

人民お互の間の關係を定めたる法。民法商法の如し

【權利主體】 ケンリシユタイ

權利を有し義務を負ふ資格を有する者。自然人及法人である

【兵役義務】 ヘイエキギム

軍隊内に入り軍務に服すべき義務をいふ

【納稅義務】 ノウゼイギム

資力に應じて國家の經費を負担すべき義務。租稅を納める義務

【刑罰】 ケイバツ

犯罪に對する制裁として特定の法益を奪ふ處分

【請負】 ウケオイ

當事者の一方が或仕事を完成すべきことを約し相手方がこれに報酬を支拂ふべき契約をいふ

【契約】 ケイヤク

私法上の效果を生ずることを目的とする二人以上の當事者の合意

【享有】 キョウユウ

持つこと、有すること

【贈與】 ソウヨ

或人が他人にただで財産をやることを約し相手の人がこれを承諾するによつて成立する契約

【親權】 シンケン

親が其の戸籍内に在る子に對しこれを教養指導監護すべき權利(及義務)

【夫權】 フケン

夫が妻に對して有する權利。妻の財産を管理し妻の行爲に干渉し同居を要求する權利の如し

【國際公法】 コクサイコウホウ

國家と國家との間の平時及戰時に於ける權利義務を定めたる法をいふ。條約慣例等から成る

【普通法】 フツウホウ

一般の人、場所及事項に付行はるる法。商法に對する民法。陸海軍刑法に對する刑法の如し

【特別法】 トクベツホウ

特別の人、場所又は事項に行はるる法。前例に於ける商法、陸海軍刑法の如し

【犯罪】 ハンザイ

刑罰法令に觸るる有責違法の行爲をいふ

【主法】 シユホウ

權利義務の關係はどうであるかといふ其實質本體を定むる法故に實體法ともいふ。刑法商法民法の如し

【助法】 シヨホウ

權利の實行方法義務の履行強制の方法を定めたる法律、手續法ともいふ。民事訴訟法刑事訴訟法の如し

【租税】 ソセイ

一般の國費を支辨する爲め國の權力を以て廣く人民より徴收する金錢上の收入をいふ

【徴兵忌避】 チョウヘイキビ

徴兵検査に合格しない様に身體を害する如き特別なる行爲をするをいふ

【強行法】 キョウコウホウ

絶對に行はるる法をいふ即ち法律の支配を受くる者共の間の契約の效力を認めない如何なる場合でも常にこれに従ふべしといふ性質の規定をいふ。憲法、刑法の規定の如きは全部強行法である直接公益上の必要から定められたる規定である

【認容法】 ニンヨウホウ

當事者の間に別段の契約の爲い場合に行はるる法律規定をいふ例へば民法第八十七條第三項の如し

【羈束力】 キソクリヨク

人民に服従せしめこれに依らしむる力

【國稅滯納處分】 コクゼイダイノウウシヨ

國稅を納めない者に對し行政官廳が義務者の財産を差押へこれを競賣して税金を取立てるをいふ

【差押】 サシオサヘ

義務者の財産を取上げて其處分を禁ずるをいふ

【當事者】 トウジシヤ

事に當る本人をいふ。民事訴訟に於ける原告被告の如し

【債權】 サイケン

特定の人に對し或行爲を要求する權利

【固有法】 コユウホウ

其國の古來の慣習や人情風俗に基いて制定せられたる法で外國法の規定のまねをしなものをいふ。民法中相續法の規定の如し

【繼受法】 ケイジユホウ

外國の法律をまねてこしらへた法律をいふ。我法律は多くはこれである

【模倣】 モホウ

まねをすること

【母法】 ホホウ

或法律のもとを爲してゐる外國法をいふ

【子法】 シホウ

母法にまねてこしらへた法律をいふ

【國內法】 コクナイホウ

國內に於ける法律一切をいふ

第四章 法律ノ淵源

警務全書六百

【法律ノ淵源】 ホウリツノエンゲン

法律の規定とする所の材料をいふ

【決算】 ケツサン

支拂受取其他の勘定をいふ

【條理】 ショウリ

理法ともいひ理性に基く常識判斷をいふ

【是非曲直】 セヒキヨクチヨク

左様であるか無いか或はよいかわるいか正しいか否かといふこと

【婚姻】 コンイン

結婚のこと。法律上認められたる男女の生存結合をいふ

【離婚】 リコン

夫婦別れ。夫婦の協議を以てする場合と裁判所の裁判を以てする場合とある

第五章 法律ノ成立變更消滅

警察全書七頁  
警察教科書一〇頁

【立憲國】 リツケンコク

統治權を立法司法行政の機關に分ち政治をやる國

【議會制度】 ギカイセイド

人民より選舉したる議員を議會に送り人民の利益に重大なる關係のある法律及豫算は議會の議決を経て定むるといふ制度

【政府】 セイフ

天皇又は國務大臣又は行政大臣等種々の意味に用ひらるるも並ては天皇の命を承けたる國務大臣をいふ

【立憲君主國】 リツケンクンシユコク

政體として立憲政體をとる君主國をいふ。國體は君主國で政體は立憲政體である國をいふ。我國の如し

【公布】 コウフ

天皇が法律命令を外部に示されて人民に服従を命ぜらるる行爲をいふ

【遵由ノ效力】 シユンユノコウリヨク

人民をして法令を守り従はしむる力

【行政權】 ギヨウセイケン

國の統治權のはたらきの中立法及司法を除きたる一切のはたらきをいふ

【行政機關】 ギヨウセイキカン

行政事務を掌る官廳。行政官廳をいふ

【專制政治】 センセイセイシ

立憲政治で無い政治をいふ即ち君主又は大臣宰相が其考へを以て隨意に行ふ政治である。我明治維新前は幕府なるものを置き將

徳にあてはまつた状態

第六章 法律ノ效力

警察全書九頁  
警察教科書一二頁

【姦通】 カンツウ

人妻たる女が夫以外の男子と通ずるをいふ

【治外法權】 チガイホウケン

國際法上滞在國の法律の支配を受けないといふ特權

【既得權利】 キトクケンリ

既に今までの法律で與へられたる權利

【法律不遡及】 ホウリツフサクキユウ

新法發布以前の事柄に付ては新法を行はないことを即ち法律の效力は發布以後のことを支配するので既往のことを支配しないと

軍が天皇の委任を受けて一切の政治を隨意に行つたのであるから專制政治である。維新後議會開設に至るまでの間は天皇自ら太政官又は參議の制度を置かれて適宜に政治を行はれたから專制政治である

【緊急命令】 キンキユウメイレイ

議會閉會中法律を以て定むべき事項にして事急速を要する爲め取り敢へず命令を以て定むる場合に於ける其命令(勅令)をいふ。法律に代る勅令である

【大權命令】 タイケンメイレイ

天皇が親裁せらるる政務に付て發せらるる勅令。議會停會、解散の命令、戒嚴の宣告の如し

【公序良俗】 コウシヨリヨウゾク

公の秩序即ち國家の平靜にしてキチンとしたる状態及善良の風俗即ち國民が一般の道

【私生子】 シセイジ  
法律上正式の夫婦でない男女の間に生れたる子

【契約】 ケイヤク  
法律上の效力を生ぜしむることを目的とする二人以上の當事者の合意

【未遂行爲】 ミスイコウイ  
事の未だ成就しない行爲をいふ。こゝでは婚姻の豫約のみがあつて未だ法律上婚姻届をしないことをいふ

【屬地法】 ソクチホウ  
國法は其國內にのみ行はれ他國に行はれないとするもの

【屬人法】 ソノジンホウ  
國法は其國人に對してのみ行はれ外國人には一切行はないとするもの

【公海】 コウカイ  
何れの國の領海にも屬してゐない海

【船籍國】 センセキコク  
或船舶の船籍の在る國。日本船舶なれば日本を指す

【國家統治】 コツカトウチ  
國を治めてゆくこと

【懲戒處分】 チョウカイシヨブン  
職務上の義務に違反したる官公吏に對し其制裁として罰を加ふるをいふ

【訓諭】 クンユ  
おしへごとすこと

【譴責】 ケンセキ

警務全書一四頁  
警察教科書一四頁

第七章 法律ノ制裁

公にしかること。一番軽い懲戒罰である

【罰俸】 バツボウ  
毎月渡す俸給の額をけづる懲戒罰

【轉官】 テンカン  
甲官に在る者を乙の官に轉ぜしむること。例へば判事を行政裁判所評定官とするが如し

【轉職】 テンシヨク  
官は其ままで其職をかへること。例へば府縣の書記官である内務部長を警察部長とするが如し

【轉所】 テンシヨ  
勤める所をかへること。例へば東京地方裁判所判事を水戸區裁判所判事とするが如し

【免官】 メンカン  
全然官吏たる資格を失はしむること

【執行罰】 シツコウバツ  
他人の代りて爲すことの出来ない行爲不行爲を履行しない義務者に一定の過料を科して其履行を強ゆる處分

【代執行】 ダイシツコウ  
履行を爲さない義務者に代つて其爲すべきことを爲し其費用を義務者より徴收する處分

【刑事制裁】 ケイジセイサイ  
刑罰を科すること

【直接執行】 チョクセツシツコウ  
官廳が義務者の身體又は財産に實力を加へて其義務を履行したると同じ状態を實現する處分

【生命刑】 セイメイケイ  
死刑のこと

【**身體刑**】 シンタイケイ

身體に傷を付け又はこれを毆打するが如き刑罰。現代の刑法はこれを認めない

【**鞭撻**】 ベンダツ

むちうつこと

【**笞杖**】 チシヨウ

むちで身體をうつこと

【**墨劊**】 ボクギ

いれずみの刑。鼻を切る刑。昔行はれたる刑の一種

【**自由刑**】 シユウケイ

身體の自由を拘束する刑。懲役、禁錮、拘留をいふ

【**懲役**】 チヨウエキ

刑務所に拘禁して定役に服せしむる刑

【**禁錮**】 キンコ

刑務所に拘禁して定役に服せしめざる刑

【**拘留**】 コウリユウ

二十九日以下刑務所に拘禁する刑

【**名譽刑**】 メイヨケイ

犯人に恥辱を與へ其名譽を傷くる刑、現今は無い

【**財産刑**】 サイサンケイ

財産を剝奪する刑罰。罰金、科料

【**罰金**】 バツキン

二十圓以上の財産刑

【**科料**】 カリヨウ

二十圓未満の財産刑

【**沒收**】 ホツシユウ

犯罪に關係したる物件で被告人の所有に屬するものを國家に取上げる刑

【**損害賠償**】 ソンガイバイシヨウ

失ひたる利益又は得べき筈であつた利益をとりかへず爲め其うめあはせをすること

【**故意**】 コイ

わざと。ことさらに(一二九頁参照)

【**復權**】 フツケン

茲ては權利を回復すること(一六三頁参照)

【**失權**】 シツケン

法律上の制裁として現在有つてゐる權利を失はしむるをいふ。親權を喪失せしむるが如し

【**過失**】 カシツ

或事を知らずにやつた事が其の不注意に出でたること

【**無効**】 ムコウ

法律上效力を生じないこと

【**取消**】 トリケシ

一應發生したる效力を初めより無効とすること

【**重婚**】 シユウコン

法律上夫又は妻のある者が他の男又は女と法律上正式の結婚をすること

【**直接履行**】 チョクセツリコウ

債務者をして其負擔する義務を強制して履行せしむるをいふ。借金を支拂はない債務者の財産を差押えて競賣し其代金を債權者に交付するが如し

【**正當防衛**】 セイトウボウエイ

急迫不正の侵害に對し自己又は第三者の權利を防衛する爲め已むことを得ずして加害行爲を爲すをいふ

【**救濟法**】 キユウサイホウ

權利の實行せられない場合に其實行せられたと同じ様にしてやる方法をいふ



### 第八章 法律ノ解釋

警務全書一三頁  
警察教科書一七頁

【有權解釋】 ユウケンカイシヤク

公の效力を有する解釋をいふ。「本法ニ於テ何々トイフハ何々チイフ」といふ條文の如きは有權解釋であつて何人もこれに從はなければならぬ

【無權解釋】 ムケンカイシヤク

有權解釋でない一切の解釋をいふ。裁判所の判例、學者の意見、當局の回答の如し。但し大審院の判例は其事件に付ては下級裁判所はこれに從はなければならぬから此點からいへば有權解釋である

【論理解釋】 ロンリカイシヤク

法律全體の精神、立法の理由、學理上の根據、他の規定との關係等を參酌して推理說

明をすることをいふ

【文理解釋】 ブンリカイシヤク

法文の文章、用語の意味に基いて規定の内容を解釋するをいふ

【類推解釋】 ルイスイカイシヤク

法令に直接の規定のない事項に付他の類似の規定を其事項に應用して解釋するをいふ

【比附援引】 ヒフエンイン

他の規定と比べてこれを例にひき來ることをいふ

### 第九章 法律ノ適用

警務全書一四頁  
警察教科書一九頁

【宣告】 センコク

裁判の言渡

【脱稅】 ダツゼイ

吾人の生活の資料をいふ

### 第二節 權利ノ概念

警務全書一五頁  
警察教科書二〇頁

所得のあることを隠して所得税を免るるが如きをいふ

【類似解釋】 ルイシカイシヤク

類推解釋に同じ(四一二頁參照)

### 第二編 權利義務

#### 第一章 權利ノ種類

警務全書一五頁  
警察教科書二二頁

【法益】 ホウエキ

法律の保護する利益。生命、身體、自由、名譽、財産、貞操等

【需要】 シユヨウ

求めんとする要求

【活資】 カツシ

法學通論 第二編 權利義務 第一章

權利

【公權】 コウケン

法律上の權利。國家が人民に對し又は人民が國家に對し有する權利

【私權】 シケン

私法上の權利。民法商法等に定めたる私人相互間の權利

【請求權】 セイキユウケン

或人が或人に對し或事をせよ又は爲すべからずと要求する權利

【訴權】 ソケン

裁判所に對し權利の保護救済を求むる權利

【請願權】 セイガンケン

人民が天皇、議會又は各行政官廳に對し行政又は立法のことに付斯うして貰ひ度いと懇願することの出来る權利

【行政訴願ヲ爲スノ權】

ギョウセイソクケン  
ガンチナスノケン

下級官廳の處分が違法である又は不當であるといつて上級の官廳に其取消又は變更を求むる權利

【自由權】

ジユウケン

猥りに身體、自由、財産又は名譽等を奪はれないといふ權利

【信教】

シンキョウ

宗教を信すること

【集會】

シユウカイ

多數人が講談論議する爲め一時的に會合するをいふ

【結社】

ケツシャ

多數人が共同の目的を達する爲めに任意且つ繼續的に結合したるもの

【參政權】

サンセイケン

國又は公共團體の政治に與かる權利。選舉權、被選舉權、官公吏となるの權利をいふ

【選舉權】

センキョケン

議員を選挙する資格

【人身權】

ジンシンケン

人身と離るべからざる利益を目的とする權利。生命權、身體權、自由權、貞操權の如し

【生命權】

セイメイケン

生命を保つことの權利

【身體權】

シントイケン

身體を傷けられないといふ權利

【親族權】

シンゾクケン

親族といふ身分に基いて有つてゐる權利。

親權、夫權の如し

【再興】

サイコウ

廢家又は絶家となつた家を再び立てること

【離籍】

リセキ

戸主が家族の籍をぬくこと

【禁治産】

キンシサン

精神病者を無能力者として其財産上の行爲を取消し得べきものとする事

【準禁治産】

ジュンキンシサン

低能、浪費者、癡者、啞者、盲者等を無能力者として其重要な財産上の行爲を取消し得べきものとする事

【隱居】

インキョ

戸主が任意に其地位を相続人に譲り自分は其家の家族となること。戸籍吏に届出を爲すべきものである

【智能權】

チノウケン

精神的の產出物を保ち有する權利例へば著作權、特許權、實用新案權、意匠權、商標權の如し

【所有權】

シヨウケン

法令の制限的に於て自由に物を使用し收益し及處分する權利。一番強い物權である

【地上權】

チジョウケン

他人の土地を借り受け工作物又は竹木を所有する爲めこれを使用する物權

【地役權】

チエキケン

甲地の利用の爲め乙地を使用する物權

【永小作權】

エイコサクケン

他人の田畑山林原野等を借り受け小作料を支拂ひて耕作又は牧畜の爲めこれを使用する物權

【留置權】 リユウチケン

或物に付て生じたる債權を有する者が其辨濟を受くるまで其物を手許に留め置く物權

【先取特權】 センシユトツケン

法律上定まりたる債權者が債務者の財産を賣却して其賣得金を他の債權者に先ち配當を受くる物權

【質權】 シチケン

債務者が債務者又は第三者より提供したる質物を占有して辨濟を受けざる節其物を競賣し他の債權者に先ちて配當を受くる物權

【抵當權】 テイトウケン

不動産を貸金のかたに取り其の登記をして辨濟を受けないとき其物を競賣して他の債權者に先ち配當を受くる物權

【絶對權】 セツタイケン

世人の何人に對しても權利の内容を主張し

得る權利。物權、智能權の如し

【相對權】 ソウタイケン

指定の人に對してのみ權利の内容を主張し得る權利。債權の如し

第三節 權利ノ主體

警務全書一八頁  
警察教科書二三頁

【自然人】 シゼンジン

我等人類をいふ

【法人】 ホウジン

權利義務を有する資格を與へられたる團體。府縣、市町村、會社、衛生會の如し

【奴隸制度】 ドレイセイド

奴隸即ち人にして權利の主體たることを認められない階級を設くる制度

【畸形兒】 キケイジ

かたわりの子供

【失踪宣告】 シツソウセンコク

一定の年限間行方知れずて生死不明の者に對し裁判所が親族等の請求に依り其者を死亡したるものと看做す裁判をするをいふ

【胎兒】 タイジ

子宮内に在りて未だ生れないことも

【財團】 サイダン

或特定の目的に供せられたる財産の一體をいふ

第四節 權利ノ客體

警務全書一九頁  
警察教科書二四頁

【權利ノ客體】 ケンリノカクタイ

權利の目的となる生活資料をいふ。所有權の客體は其物であるが如し

【障害排除】 ショウガイハイシヨ

さしはりになる邪魔物をとりぬくこと

【作為】 サクイ

或事を爲すこと即ち意思に基く積極的動作

【不作爲】 フサクイ

或事を爲さないこと即ち意思に基く消極的靜止

第五節 權利ノ得喪

警務全書一九頁  
警察教科書二五頁

【連鎖】 レンサ

むすびつづくさり

【連結】 レンケツ

むすびつづくこと

【原始取得】 ガンシシユトク

他人の權利に基かないて權利を取得するをいふ。先占の如し

【繼承取得】

ケイシヨウシュトク  
他人に屬して居つた權利を取得するをいふ  
賣買に依りて賣主所有の馬を得るが如し

【先占】

ヘンセン  
無主物を自分の所有とする考へて占有を始  
むるをいふ

【時効】

シコウ  
一定の期間或状態の繼續するによつて權利  
を得又は義務を免るるをいふ

【連帶債務者】

レントアイサイムシヤ  
數人が同じ内容を有する債務を各自に負擔  
してゐる場合に其數人を連帶債務者といふ  
即ち連帶債務を負つてゐる人々

【權利ノ消滅】

ケンリノシヨウメツ  
權利が全然無くなつて仕舞ふこと

【法律事實】

ホウリツジツ  
ホウリツジツ

權利の發生し變更し又は消滅する事實（人  
の行爲又は出來事）をいふ

【得權事實】

トツケンジツ  
權利を取得する原因となる事實例へば契  
約、不當利得、取得時効の如し

【喪權事實】

ソウケンジツ  
權利を失ふ原因となる事實例へば權利の拋  
棄、消滅時効の如し

【變權事實】

ヘンケンジツ  
權利を變更する原因となる事實例へば債權  
の讓渡、債務の引受の如し

【不適法行爲】

フテキホウコウイ  
法律の規定に背いたる行爲をいふ。債務の  
不履行、不法行爲の如し

【適法行爲】

テキホウコウイ  
法律の認めて保護する行爲例へば契約の如  
し

【法律行爲】

ホウリツコウイ  
法律上の效果を生ぜしむることを欲する意  
思の示から成る行爲。賣買契約の如し

【埋藏物】

マイゾウブツ  
或物の中に藏れて外部から容易に目撃し能  
はざる状態に置かれたる所有者不明の物

第二章 義務

警務全書二二頁  
警察教科書二七頁

【破壊】

ハカイ  
物をぶちこはすこと

【掠奪】

リヤクダツ  
奪ひ取ること

【冠婚葬祭】

カンコンソウサイ  
結婚式や葬式の祭りこと

# 裁判所構成法

## 緒言

警務全書一頁  
警察教科書一頁

【國ノ元首】 クニノゲンシユ  
天皇、大統領の如く國を代表する地位に在る者

【統治權】 トウチケン  
國を治むる權力。領土及人民を支配する最高獨立の力

【總攬】 ソウラン  
統へ行ふこと即ち天皇が立法權司法權行政權を掌握し且行使すること

【憲法】 ケンポウ  
國の組織即ち國體及國を治むる形式方法の大綱(政體)を定めたる國家の根本法をいふ

【條規】 ショウキ  
國の組織即ち國體及國を治むる形式方法の大綱(政體)を定めたる國家の根本法をいふ

法條の規定といふこと、條文

【司法權】 シホウケン  
民事刑事の裁判をする權力

【裁判所】 サイバンシヨ  
民事刑事の裁判を掌る國家機關

【機關】 キカン  
國家の權力を行ふ地位

【訴訟法】 ソシヨウポウ  
民事訴訟法即ち私權の保護實行の手續を定めたる法律及刑事訴訟法即ち刑罰權の有無及範圍を確定する手續に關する法律をいふ

【偏頗】 ヘンパ  
一方にかたよつた不公平なること

## 第一編 裁判所及檢事局

裁判所構成法 緒言 第一編 裁判所及檢事局

警務全書一頁  
警察教科書三頁

### 第一章 總則

#### 第一節 裁判所ノ範圍

【被告人】 ヒコクニン

檢察から起訴せられた犯罪嫌疑者

【通常裁判所】 ツウジヨウサイバンシヨ

内地に於ける本則的の裁判所。區裁判所、地方裁判所、控訴院及大審院をいふ

【特別裁判所】 トクベツサイバンシヨ

特別の人、場所等を支配する裁判所。陸海軍の軍法會議、朝鮮臺灣等の法院の如し

【治外法權】 チガイホウケン

條約又は慣例に依り滞在國の法律の支配を受けないといふ特權。我國人が治外法權を有する國は支那である

【特許局】 トツキヨキヨク

發明特許、實用新案、商標、意匠等の智能權の登録審判等を掌る官署、商工省の一部局である

【軍法會議】 カンポウカイギ

陸海軍の軍人軍屬の犯したる罪を審理裁判する機關。陸軍軍法會議法、海軍軍法會議法の規定する所に依つて職務を行ふ

【戰時裁判所】 センジサイバンシヨ

戰地にて軍司令官の權力の下に裁判を行ふ機關をいふ

【領事】 リヨウジ

外國に駐在して外國に於ける日本人の保護監督、外國に於ける我船舶通商の保護發達等を掌る行政官をいふ

【行政裁判所】 ギョウセイサイバンシヨ

行政訴訟を審理裁判する裁判所。行政官廳

の處分の違法なる場合に其取消又は變更を求むる訴を受理しこれを取調べ裁判する機關である

【權限裁判所】 ケンゲンサイバンシヨ

各官廳間の權限の争ひを裁判する機關。現行法制の下に於ては未だ認められてゐない

【懲戒裁判所】 チョウカイサイバンシヨ

判事、行政裁判所評定官、會計検査官等の終身官の懲戒問題を取調べ裁判する機關

【違警罪即決】 イケイザイソツケツ

警察署長が違警罪事件を取調べ直ぐ刑の言渡を爲す處分て正式の裁判を爲さないもの

#### 第二節 裁判所ノ種類

警務全書二頁  
警察教科書三頁

【區裁判所】 クサイバンシヨ

裁判所構成法 第一編 裁判所及檢事局

第一章 總則

四二三

最下級の裁判所て比較的輕微なる事件又は急速を要する事件を審理裁判する裁判所。各府縣に數個置かる

【地方裁判所】 チホウサイバンシヨ

比較的重大なる事件を最初(第一審として)審理裁判し又區裁判所の判決に對する控訴事件を審理裁判する裁判所。各府縣に一個宛置かる

【控訴院】 コウソウイン

地方裁判所の第一審として爲したる判決に對する控訴事件を取扱ふ裁判所。全國樞要の地に數個置かる

【大審院】 ダイシンイン

最高裁判所て法律の解釋適用を統一し誤れる下級裁判所の裁判を直す裁判所。地方裁判所の第二審判決及控訴院の判決に對する上告事件及重大なる事件の第一審の裁判を

【上告裁判所】 ショウウコクサイバンシヨ  
最終の審判即ち上告の審理裁判を爲す大審  
院のことである

【單獨裁判所】 タンドクサイバンシヨ  
區裁判所のこと。一人の判事を以て裁判す  
る裁判所の意味

【司法年度】 シホウネンド  
裁判事務に付て定められたる年度、一月一  
日から十二月三十一日までを一年度とする

【合議裁判所】 ゴウギサイバンシヨ  
數人の判事の合議によつて裁判をする裁判  
所。地方裁判所、控訴院及大審院である

### 第三節 検事局ノ意義

警務全書二頁  
警察教科書四頁

【検事局】 ケンシキョク  
検事の事務所をいふ

【判事】 ハンシ  
裁判官のこと。裁判所職員の主腦て裁判事  
務を取扱ふ官吏

### 第四節 検事ノ職務

警務全書三頁  
警察教科書五頁

【公訴】 コウソ  
犯罪事件を取調べて裁判所をして貰ひ度い  
といふ検事より裁判所に對する請求をいふ

【捜査】 ソウサ  
犯人は誰か何處に居るか犯罪の内容は如何  
といふことを取調べて其證據を集め保存す  
る手續をいふ

【公益ノ代表者】 コウエキノダイヒョウ  
シヤ

社會の公益を保つために職務を行ふ者をい  
ふ

【非常上告】 ヒシヨウシヨウコク  
確定して仕舞つた事件の判決が法律  
に違反して居たとき検事總長から其取消を  
大審院に申立てするをいふ

【再審】 サイシン  
確定して仕舞まつた判決に非常に間違つた  
事實認定のある場合に其審理をやり直して  
更に裁判するをいふ

【判決】 ハンケツ  
裁判所が口頭辯論を開いて取調を爲したる  
結果に基いて爲す有罪無罪等の裁判をいふ

【決定】 ケツテイ  
訴訟の手續上の問題を取調べて爲す裁判を  
いふ

【勾引狀】 コウインシヨウ

裁判所構成法 第一編 裁判所及検事局

第二章 裁判所ノ構成 四二五

構成

被告人を裁判所其他の場所に強制して引致  
する命令狀

【勾留狀】 コウリユウシヨウ  
取調の必要上被告人を一時刑務所内に拘禁  
する命令狀

【法廷】 ホウテイ  
民事事件の口頭辯論及刑事事件の公判の手  
續を行ふ所をいふ通常裁判所の廳舎の一部  
て開く

### 第二章 裁判所ノ構成

警務全書三頁  
警察教科書七頁

【組織權限】 ソシキケンゲン  
官廳の組織即ち部局はどうするか如何なる  
職員を置くかといふことと官廳の處理すべ  
き事務の範圍をいふ

官廳の組織即ち部局はどうするか如何なる  
職員を置くかといふことと官廳の處理すべ  
き事務の範圍をいふ

【管轄】 カンカツ

裁判所が處理すべき事務の範圍をいふ

第一節 裁判所ノ組織概論

警務全書三頁  
警察教科書七頁

【官署】 カンシヨ

役所といふこと

第一款 第一意義ノ裁判所

警務全書三頁

第二款 第二意義ノ裁判所

同上

【執達吏】 シツタツリ

區裁判所所屬て書類の送達及裁判の執行を掌る公務員をいふ

【廷丁】 テイテイ

裁判長の命を受け關係人の入廷傍聽人の整理、書類物件の運搬等を掌る裁判所の備人

【辯護士】 ベンゴシ

裁判所の命を受け又は當事者の依頼を受けて訴訟事務其他の法律事務を取扱ふを職とす

第一項 判事

警務全書三頁  
警察教科書一六頁

【親任】 シンニン

天皇より親任式を以て任命せらるるをいふ

【勅任】 チョクニン

陛下が直接御任命になること

【監督判事】 カントクハンシ

區裁判所に二人以上の判事あるとき司法行政の事務を行ふ爲め上席の判事を監督判事といふ。司法行政事務を掌る判事のこと

【裁判權】 サイバンケン

民事刑事の裁判をする國家の權力をいふ

【豫審判事】 ヨシンハンシ

刑事事件の豫審手續を主宰すべきことを命ぜられたる判事

第二項 書記課

警務全書 五頁  
警察教科書一七頁

【檢事正】 ケンシセイ

地方裁判所檢事の長をいふ。管内部下の檢事及書記を監督する

【奏任】 ソウニン

内閣總理大臣の奏上に依り陛下から任命せらるること

【豫備書記】 ヨビシヨキ

書記に任命せられたるも書記の定員に缺員

裁判所構成法 第一編 裁判所及檢事局

がないとき其者を豫備書記といふ

【試補】 シホ

判檢事の見習

第三項 執達吏

警務全書 六頁  
警察教科書一八頁

【手数料】 テスウリヨウ

執達吏が其職務を行ふに對する報酬をいふ

【補助金】 ホシヨキン

手数料が法定の額より少いとき執達吏が政府から貰ふ金

第四項 廷丁

【當事者】 トウシシヤ

原告及被告をいふ

【證人】 ショウニン

過去の事實を陳述すべきことを裁判所より

第二章 裁判所ノ構成 四二七



命ぜられたる第三者(判検事、書記、當事者、代理人、辯護人等て無い者)  
**【訴訟關係人】** ソシヨウカンケイニン  
 原告、被告、辯護人、證人、鑑定人等をいふ

**第三款 検事局**

警務全書一六頁  
 警察教科書一七頁

**【検事總長】** ケンシツソウチヨウ  
 大審院検事の長であると同時に全国の検事の長官である

**【検事長】** ケンシツチヨウ  
 控訴院検事の長であると同時に管内の地方裁判所及區裁判所の検事の上官となるもの

**【訓令】** クンレイ  
 上級官廳が下級官廳に對し或事項に付一般的に下す命令

事件の種類、性質によつて定まる管轄をいふ。千圓以下の請求事件は區裁判所、千圓を超える事件は地方裁判所の管轄といふが如し

**【反訴】** ハンソ

一の訴が裁判所に繫屬中に其訴訟の被告より原告に對して同一の訴訟手續で提起する獨立の訴をいふ

**【使用占據】** シヨウセンキョ

建物を住宅用工場用等に使用してゐることや建物を現に支配してゐること(占有してゐること)をいふ

**【差押】** サシオサヘ

物件を取上げて其處分を禁ずること

**【賄料】** マカナイリヨウ

食費のこと

**【非訟事件】** ヒシヨウシケン

裁判所構成法 第一編 裁判所及検事局

第二章 裁判所ノ構成

四二九

**【諭告】** ユコク  
 おしへさすとすこと

**第二節 裁判所ノ管轄**

警務全書七頁  
 警察教科書一〇頁

**第一款 法定管轄**

**【法定管轄】** ホウテイカンカツ  
 直接法律の規定に依つて定まつた裁判所の管轄をいふ。裁定管轄に對する語

**【標準】** ヒヨウジユン  
 めじるし

**第一項 事物管轄**

警務全書七頁  
 警察教科書一一頁

**【事物管轄】** シブツカンカツ

登記法や非訟事件手續法に定めたる事件

**【登記事務】** トウキシム

不動産登記商業登記に關する法令等に依り登記を爲す仕事。登記とは登記所の登記簿に不動産其他の權利の状態を記載してこれを公に示すことをいふ

**【拘留】** コウリユウ

二十九日以下拘禁する刑

**【科料】** カリヨウ

二十圓未満の財産刑

**【懲役】** チョウエキ

刑務所に拘禁して定役に服せしむる自由刑

**【禁錮】** キンコ

刑務所に拘禁し別に定役に服せしめない自由刑

**【罰金】** バツキン

二十圓以上の財産刑

【上告棄却】 ショウウケキキヤク

上告の申立が期間を過ぎたる等の理由により不適法として申立人に返却すること門前拂ひをすること

【羈束】 キソク

しぼること拘束すること

【聯合審判】 レンゴウシンパン

上告事件の審理に依り前に同様の事件に付大審院の下したる判決に異なる判決をするを相當とする場合大審院の各民事部全部の判事若は各刑事部の判事全員又は各民事部及各刑事部の判事全員が評議をして判決するをいふ

第二項 土地ノ管轄

警務全書 九頁  
警察教科書 一三頁

【被告人】 ヒコクニシ

検事より起訴せられたる犯罪嫌疑者

【管轄區域】 カンカツクイキ

大正二年法律第九號を以て定められたる全國の各裁判所の支配する地域をいふ

第二款 指定管轄

警務全書 九頁  
警察教科書 一三頁

【指定管轄】 シテイカンカツ

法律に定むる管轄裁判所が實際上不明のことある場合又は管轄裁判所て特殊の事情の爲め事件の審判をすることの出来ない場合に其事件を審判すべき裁判所を上級裁判所が指定するをいふ

【忌避】 キヒ

裁判官に排斥の理由があり又は不公平の裁判をする疑のあるとき當事者辯護人等から其裁判官の職務執行を拒むをいふ

【回避】 カイヒ

裁判官自ら進んで其事件の審理に干與することとを避くるをいふ

【豫審終結】 ヨシンシユウケツ

豫審判事が豫審の取調を終つて其事件を如何に處置するかを決定するに至るをいふ

【確定判決】 カクテイハンケツ

判決言渡があつて不服申立期間が過ぎ又は不服申立の権利が消滅したる等の爲め最早や其判決を何人も争ふことの出来ない状態に立到つた場合の其判決をいふ

第三款 移轉管轄

【移轉管轄】 イテンカンカツ

或事件の管轄裁判所のあることは明かなるも特殊の事情に依り他の裁判所をして其事件を審判せしむるをいふ。上級裁判所の決定を以てする

【合意管轄】 ゴウイカンカツ

民事事件に付當事者が豫め其事件の裁判所を何裁判所とするに約束したるものをいふ

第二編 裁判所及検事局ノ官

吏其他ノ吏員ノ資格

及任免 警務全書一〇頁  
警察教科書一六頁

第一章 判事及検事

【競争試験】 キョウソウシケン

多數の志願者中より一定の成績を現はせし者のみを及第者とする試験をいふ

【罷免】 ヒメン

やめさせること

【證據】 ショウコ

事實を認定する材料をいふ

裁判所構成法 第二編

裁判所及検事局ノ官吏其他ノ吏員ノ資格及任免 第一章 判事及検事

【**検事代理**】ケンシダイリ

検事の職務を検事の名に於て代つて行ふこと

【**國事犯**】コクシハン

内亂罪外患罪をいふ

【**定役**】テイエキ

懲役のこと

【**身代限**】シндаイカギリ

負債の支拂が出来ないで破産すること(昔の破産宣告)

【**終身官**】シユウシムカン

刑法又は懲戒の處分に依るに非ざれば免官せられることの無い官吏。判事の如し

【**補職**】ホシヨク

何々裁判所の判事といふ職につかしめること

【**政黨**】セイトウ

政治上の主義政見を同うする者の多數の結合をいふ

【**政社ノ社員**】セイシャノシヤイン

政事結社の社員をいふ

【**刑事訴追**】ケイシツツイ

犯罪の嫌疑を受け検事から裁判所に起訴せらるるをいふ

## 第二章 裁判所書記

警務全書一三頁  
警察教科書一七頁

【**特別任用令**】トクベツニンヨウレイ

試験及第者の資格を有しない一定の者を及第者と同様特に書記に任命してもよいといふことを定めたる命令

【**記録**】キロク

事件に關する書類一切を順序よく編綴したるもの

【**第三章 執達吏**】警務全書一三頁  
警察教科書一八頁

【**文官奉職請願**】ブンカンホウシヨクセ

陸軍の下士官で文官となり度い故採用して貰ひ度いといふ願

【**官印交付**】カンインコウフ

執達吏の資格を表はす印を下げ渡すこと

【**第四章 廷丁**】警務全書一四頁  
警察教科書一八頁

【**第三編 司法事務ノ取扱**】

警務全書一四頁  
警察教科書九頁

【**第一章 開廷**】警務全書一四頁  
警察教科書一八頁

裁判所構成法 第三編 司法事務ノ取扱

【**開廷**】カイテイ

裁判官、書記、検事、當事者、代理人、辯護人等が法廷に集まつて口頭辯論又は公判の手續を始むることをいふ

【**裁判ノ公開**】サイバンノコウカイ

裁判の手續を法廷で行ひ一般公衆に其法廷に立入つて傍聽せしむるをいふ

【**對審**】タイシン

民事の口頭辯論及刑事の公判手續をいふ

【**違犯者**】イハンシヤ

命に從はない者

【**鑑定人**】カンテイニン

現在の問題に付特別の學識經驗を以て判斷したる所を報告すべきことを裁判所より命ぜられたる者

【**宥恕**】ユウジョ

第一章 開廷

ゆるして貰ふこと。勘辨して貰ふこと

【恭順】 キヨウジュン

自分が悪かつた申譯けないといつておとなしくわびること

【不敬ノ罪】 フケイノツミ

皇室の尊嚴を汚漬するによりて成立する罪

### 第二章 裁判所ノ用語

警務全書一五頁  
警察教科書二二頁

【通事】 ツウジ

訊問をする人とされる人との中間に立つて相互の意思の交通を媒介する人

【聾者】 ロウシヤ

つんぼ

【啞者】 アシヤ

おし

【通譯】 ツウヤク

通事が一方の言ふことを他の一方にわかる様になほして話しするをいふ

【公正記録】 コウセイキロク

口頭辯論調書、公判調書等をいふ

### 第三章 裁判ノ評議及言渡

警務全書一六頁  
警察教科書二二頁

【傍聽】 ボウチヨウ

法廷に於ける取調を見聽きすること

【補充判事】 ホジュウハンシ

地方裁判所以上の刑事公判で四日以上引續くべき見込ある事件の公判審理に於て裁判長が命ずる定員外の判事をいふ。定員判事中の或者が中途で出廷出来ざるときこれに代はしむるものである

### 第四章 裁判所及検事局ノ

#### 事務章程

警務全書一七頁  
警察教科書二二頁

【事務章程】 シムシヨウテイ

官廳に於ける執務上の規程をいふ

【開廳】 カイチヨウ

官廳の執務を始めること

### 第五章 司法年度

警務全書一七頁  
警察教科書二三頁

【司法年度】 シホウネンド

裁判所の事務を年によつてくぎる場合の其年度をいふ

【事務分配】 シムブンバイ

裁判所構成法

第三編 司法事務ノ取扱  
事局ノ事務章程 第五章  
法律上ノ共助 第七章

第四章 裁判所及検  
司法年度 第六章  
司法行政ノ職務及監督

多数の事件を各職員に割當てること

### 第六章 法律上ノ共助

警務全書一七頁  
警察教科書二三頁

【囑託】 シヨクタク

甲官廳が其處理すべき事務を乙官廳に頼んで處理して貰ふこと

【共助】 キヨウジヨ

裁判所又は検事局が互に他の裁判所又は検事局の囑託を受けて其受託事務を處理することを含む

### 第七章 司法行政ノ職務及

監督  
警務全書一七頁  
警察教科書二四頁

【官吏ノ任補】 カンリノニンホ

官吏を任命して一定の職に就かしむること

【轉免】

テンメンシムマヘメント  
轉官、轉所、免官等をいふ

【訴追】

ソツイ  
検事が犯罪事件を裁判に起訴して取調を請求するをいふ

【抗告】

コウコク  
決定處分に対する不服申立をいふ

模範法律辭典終



昭和二年四月六日印  
昭和二年四月十日發行

模範法律辭典附  
定價金一圓五十錢

編者	松華堂編輯部
發行者	東京市神田區錦町一丁目十二番地 横尾留治
印刷者	東京市本郷區眞砂町三十六番地 左手薰

發行所 東京市神田區錦町一丁目十二番地

松華堂書店  
電話神田二三一九〇番  
振替東京二一九四番

(日東印刷株式會社印刷)

【標記】

發行所

總發行所 東京市神田區

公華堂書局

【標記】



發行所

發行所

發行所

昭和二年四月十六日發行

發行所

(發行所東京市神田區)



